

第33回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議

事 項 書

令和3年4月26日（月）

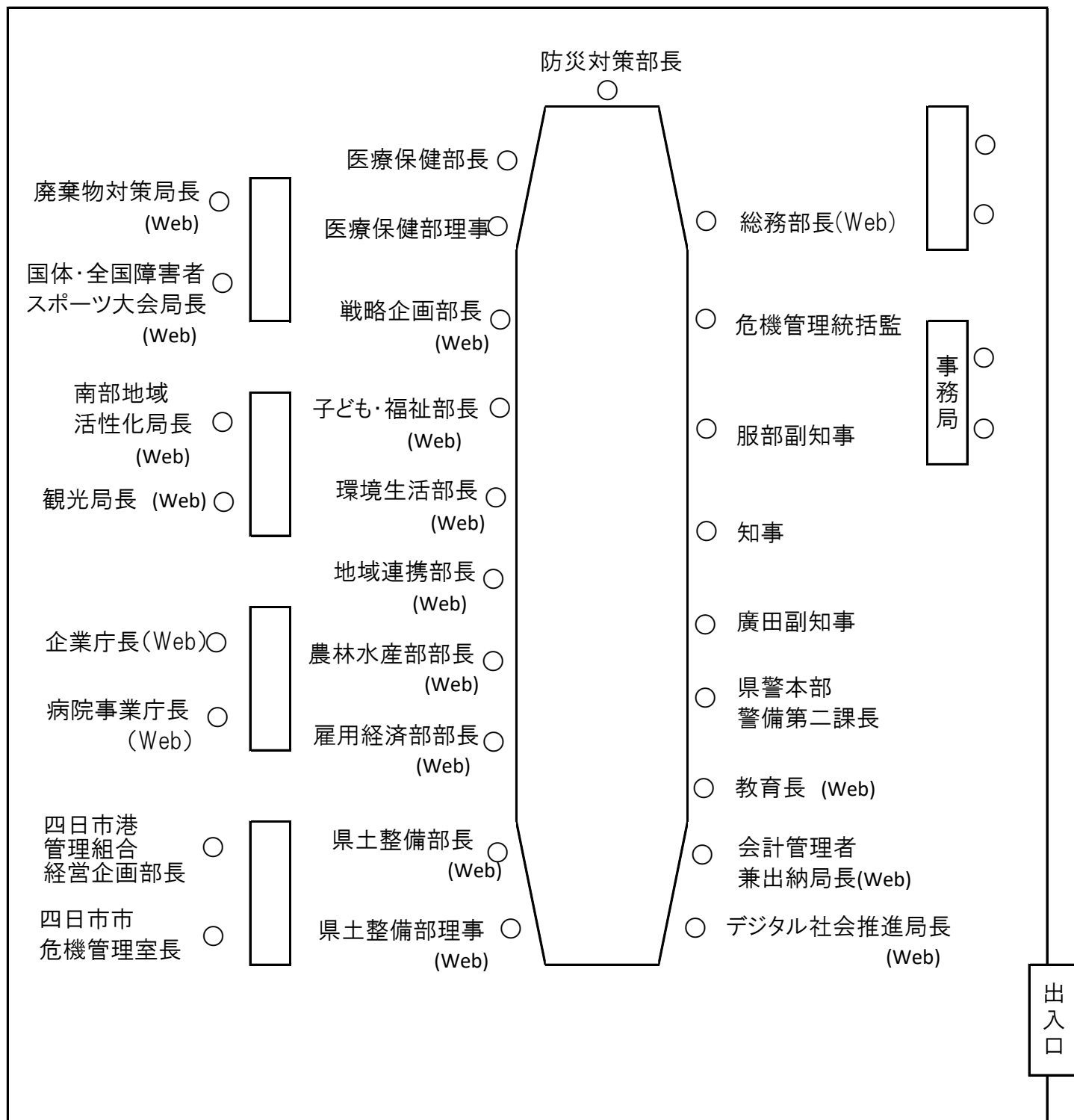
10時00分～10時20分

3階 プレゼンテーションルーム

- 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について
- 2 「三重県新型コロナウイルス『緊急警戒宣言』」の改定について
- 3 各部からの報告事項
- 4 知事指示事項

（会議終了後）県民への呼びかけ

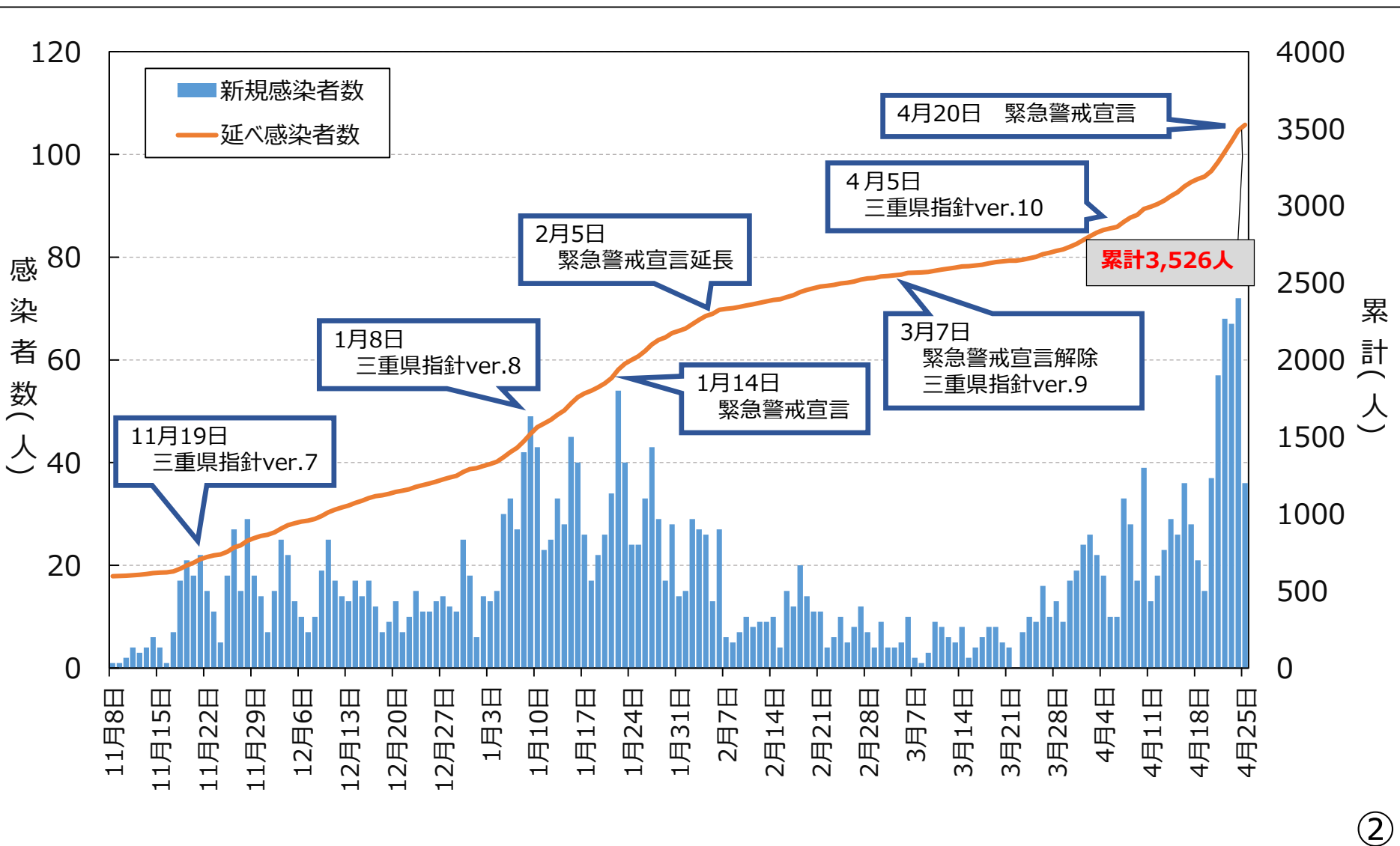
第33回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議(4月26日)座席表



# 新型コロナウイルス感染症の 県内発生状況等について

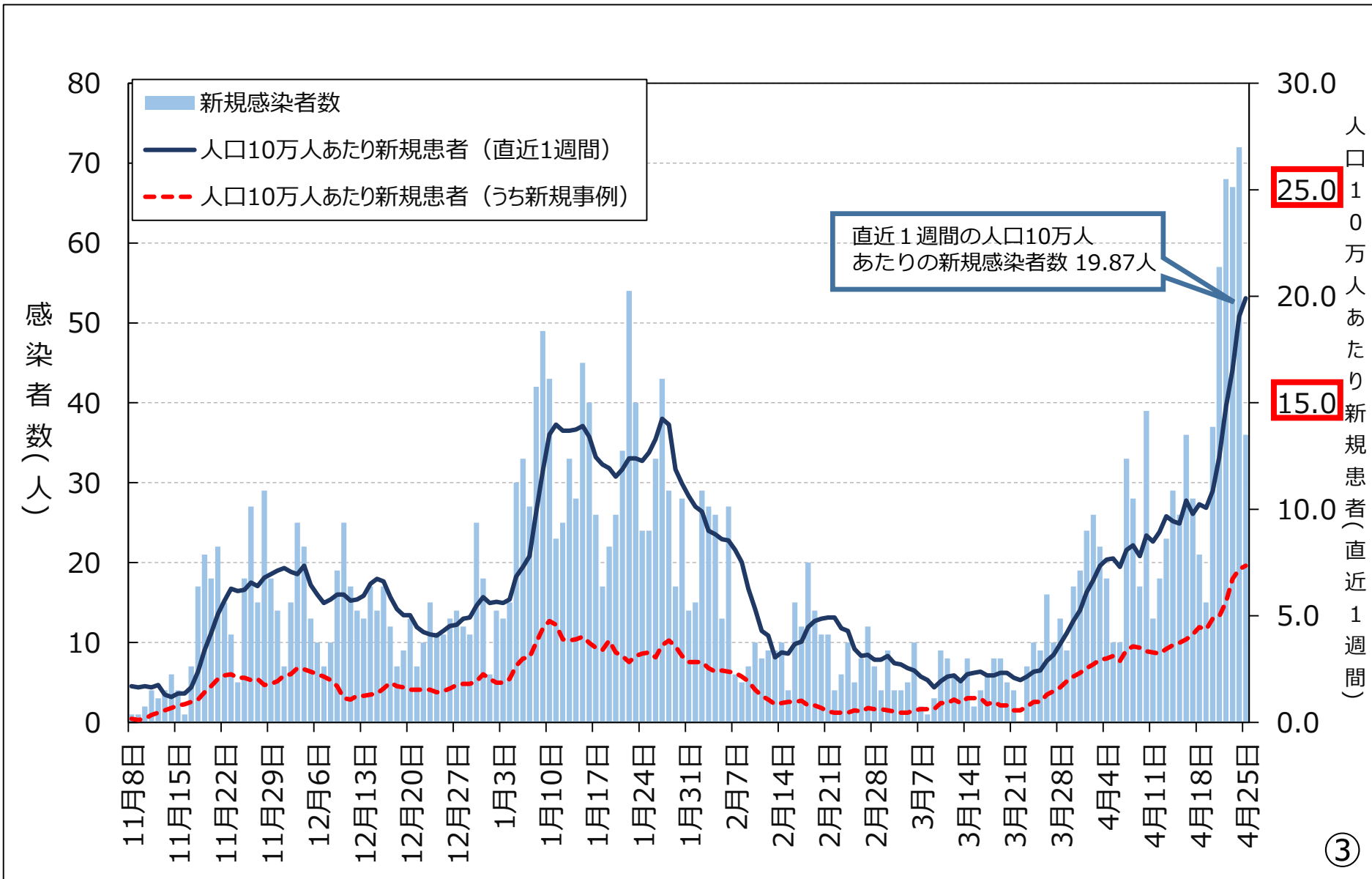
# 県内患者発生状況 (n=3,526 R3.4.25時点)

- ◆新規感染者数は、3月下旬以降**増加**、直近では**急増**
- ◆4月24日には、**最多となる72人**



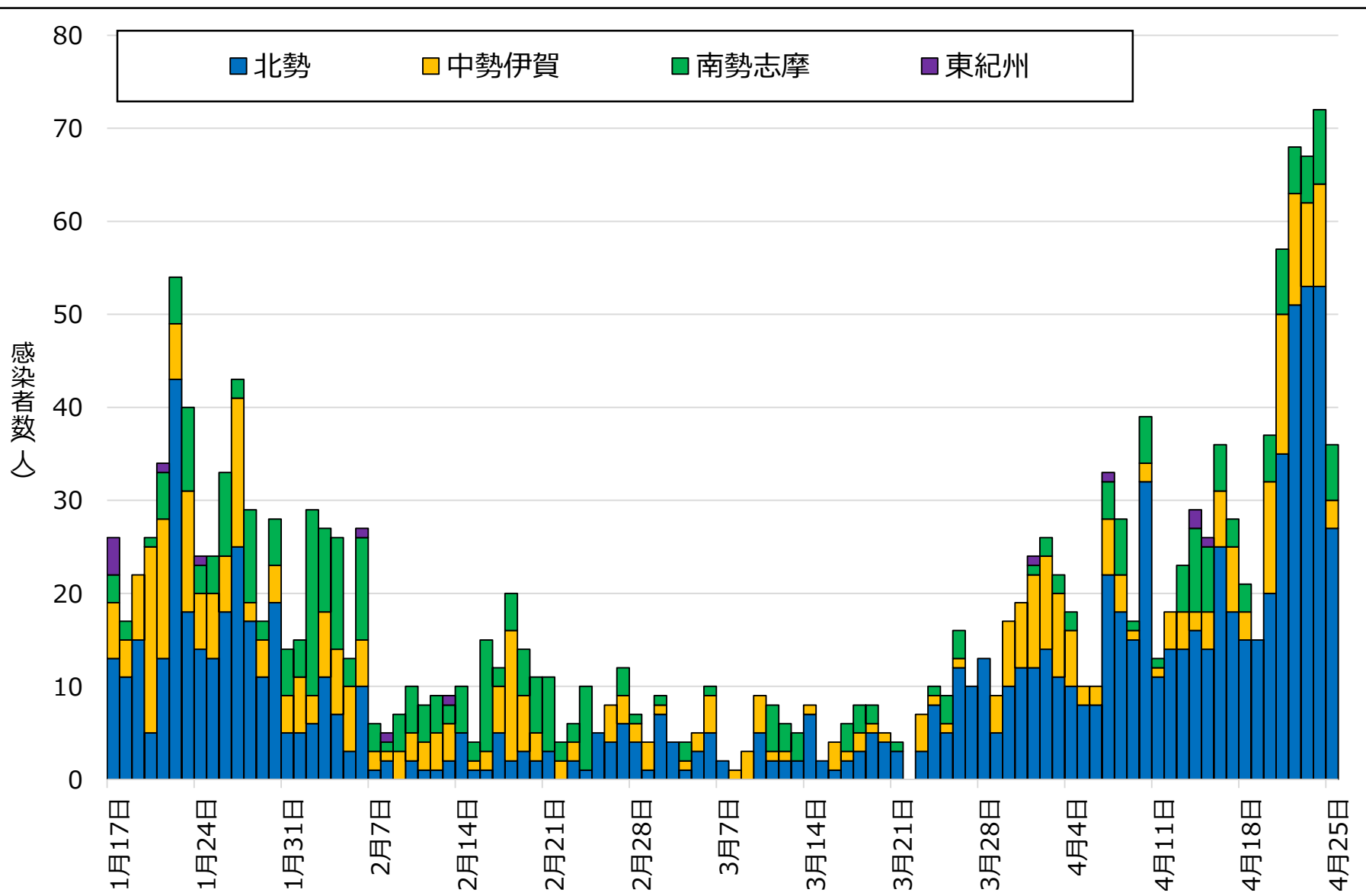
# 県内患者発生状況 (n=3,526、R3.4.25時点)

◆人口10万人あたり患者数（直近1週間）は、**過去最高の19.87人**



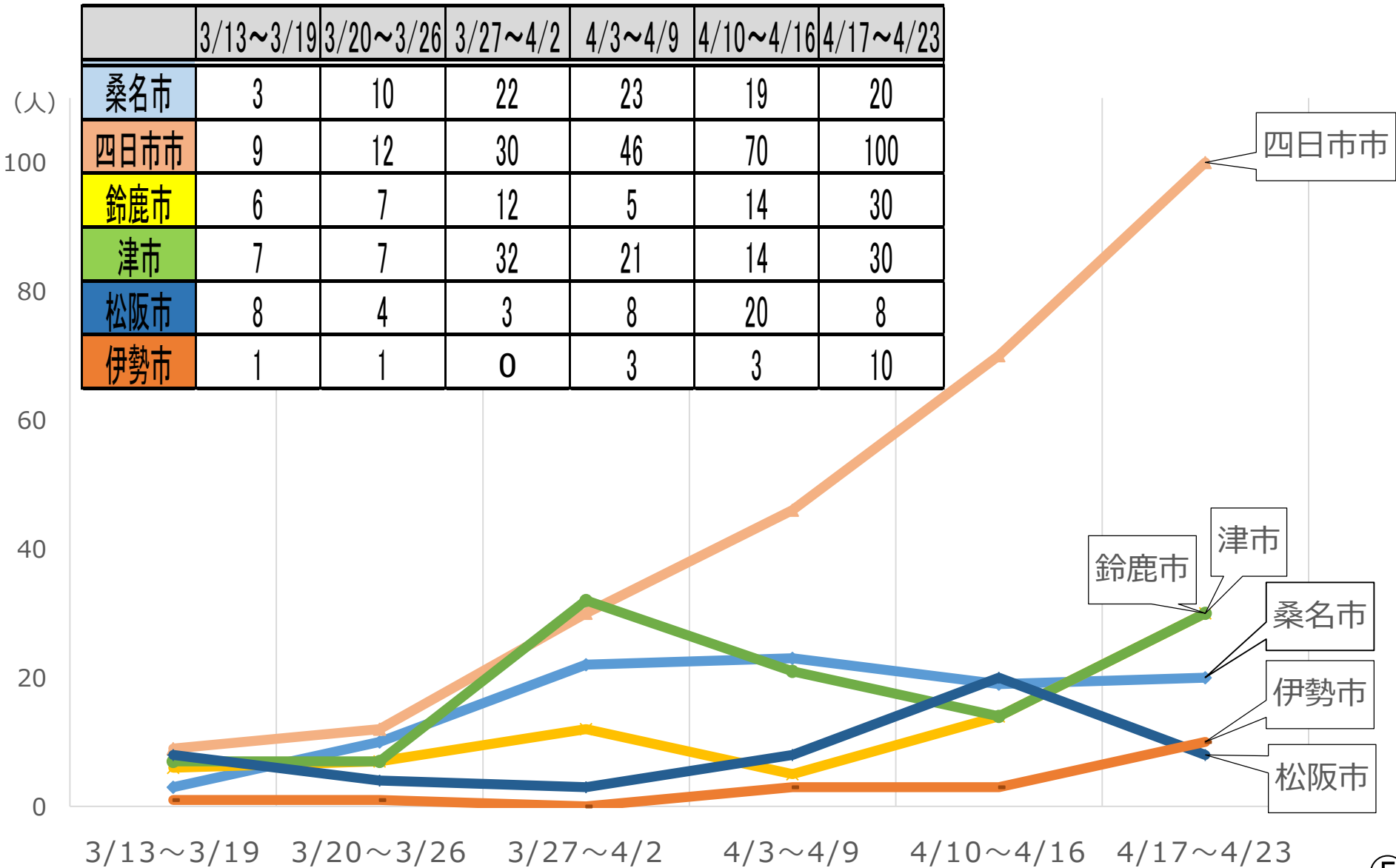
# 医療圏別患者発生状況（R3.4.25時点）

◆北勢圏域の患者発生状況は、4月に入り急増



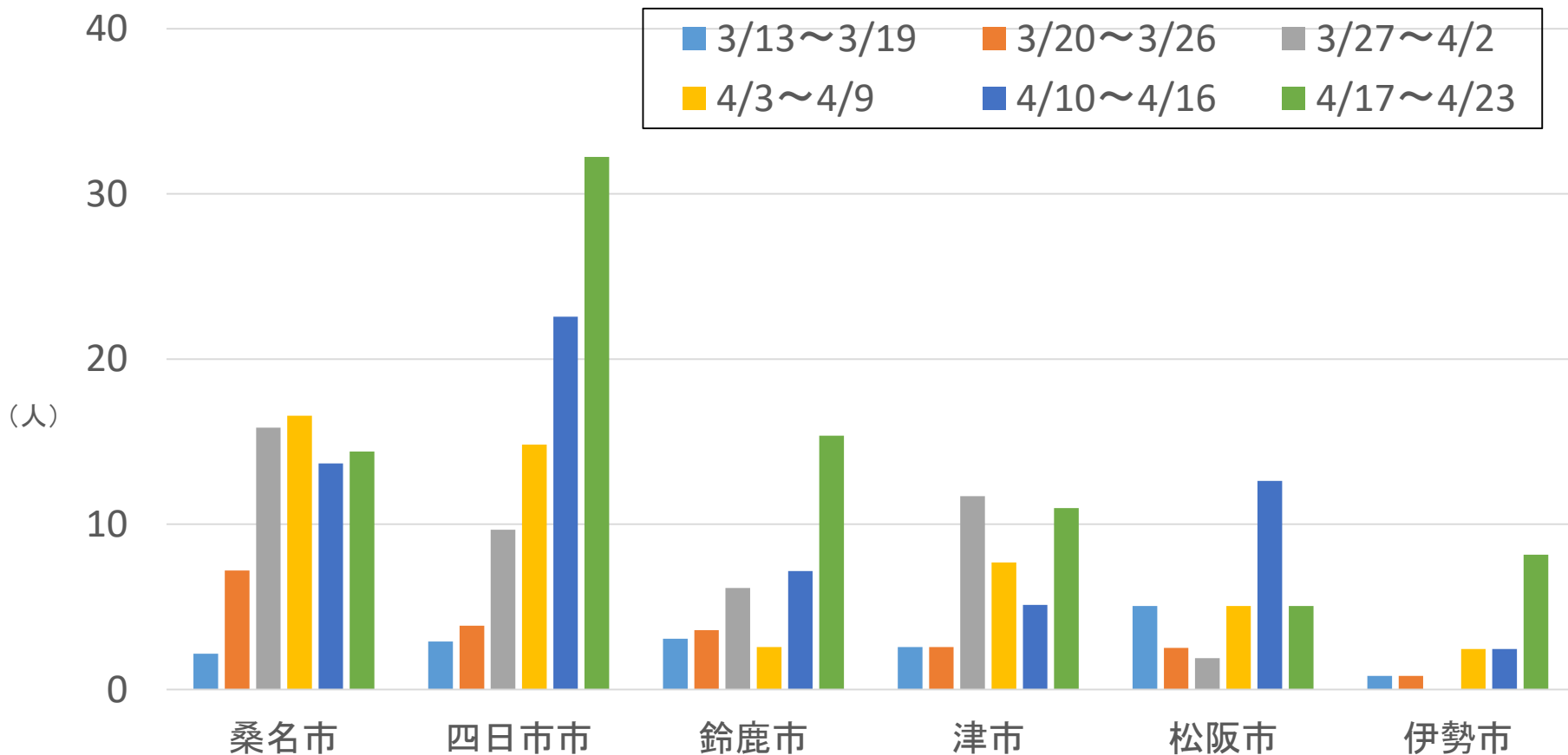
# 新規感染者数の推移（10万人以上の市）

◆市町別では、3月以降、**四日市市の新規感染者数が最も多く、増加率も高い**



# 人口10万人あたりの新規感染者数（居住地別）

◆人口10万人あたりの新規感染者数は、**四日市市が最も多く**、**4月以降の増加率が高い**

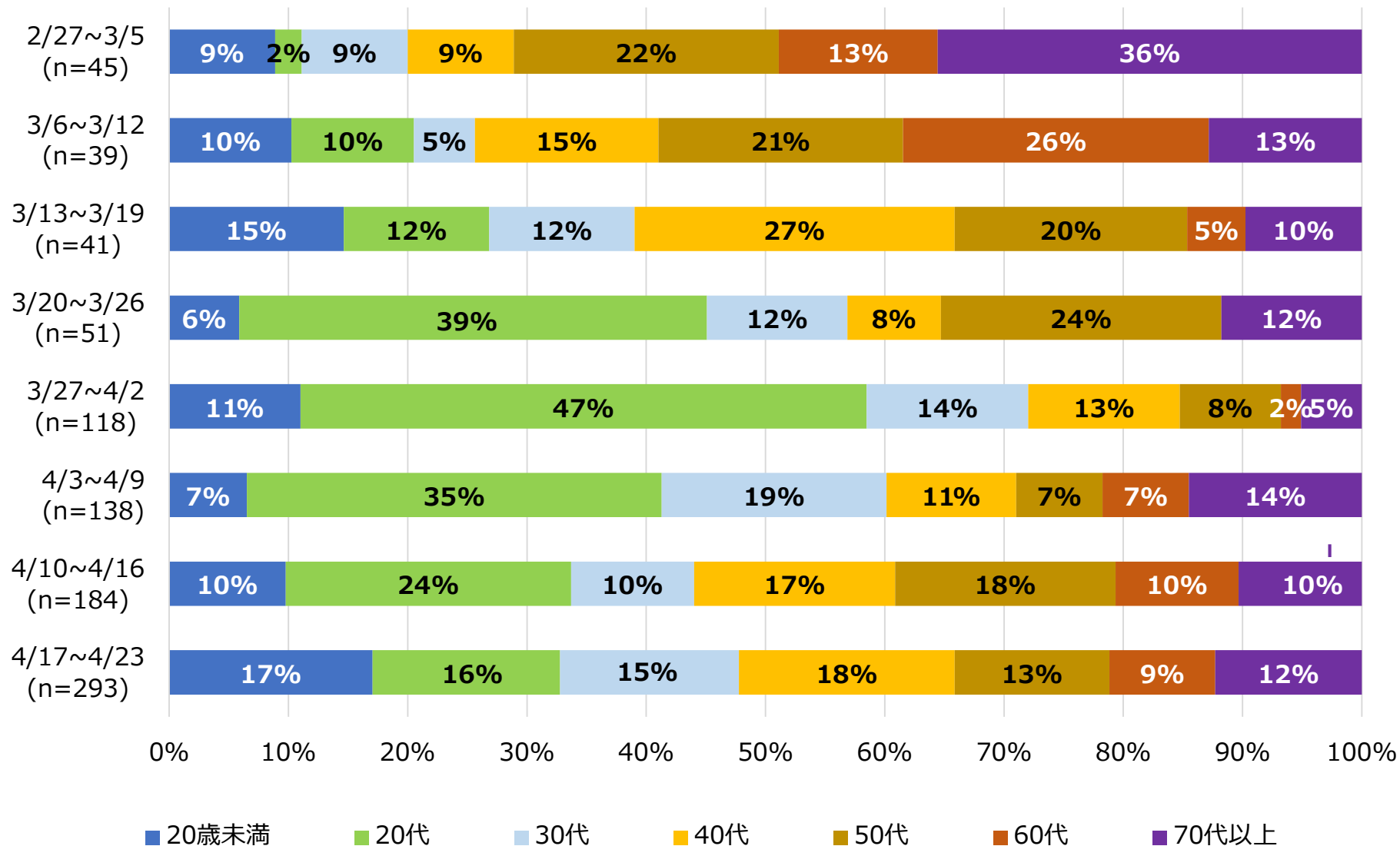




# 年齢別発生状況（週別内訳）

集計期間：2/27~4/23(n=909)

◆年齢別では、特定の世代に偏らず、幅広い世代で感染が拡大



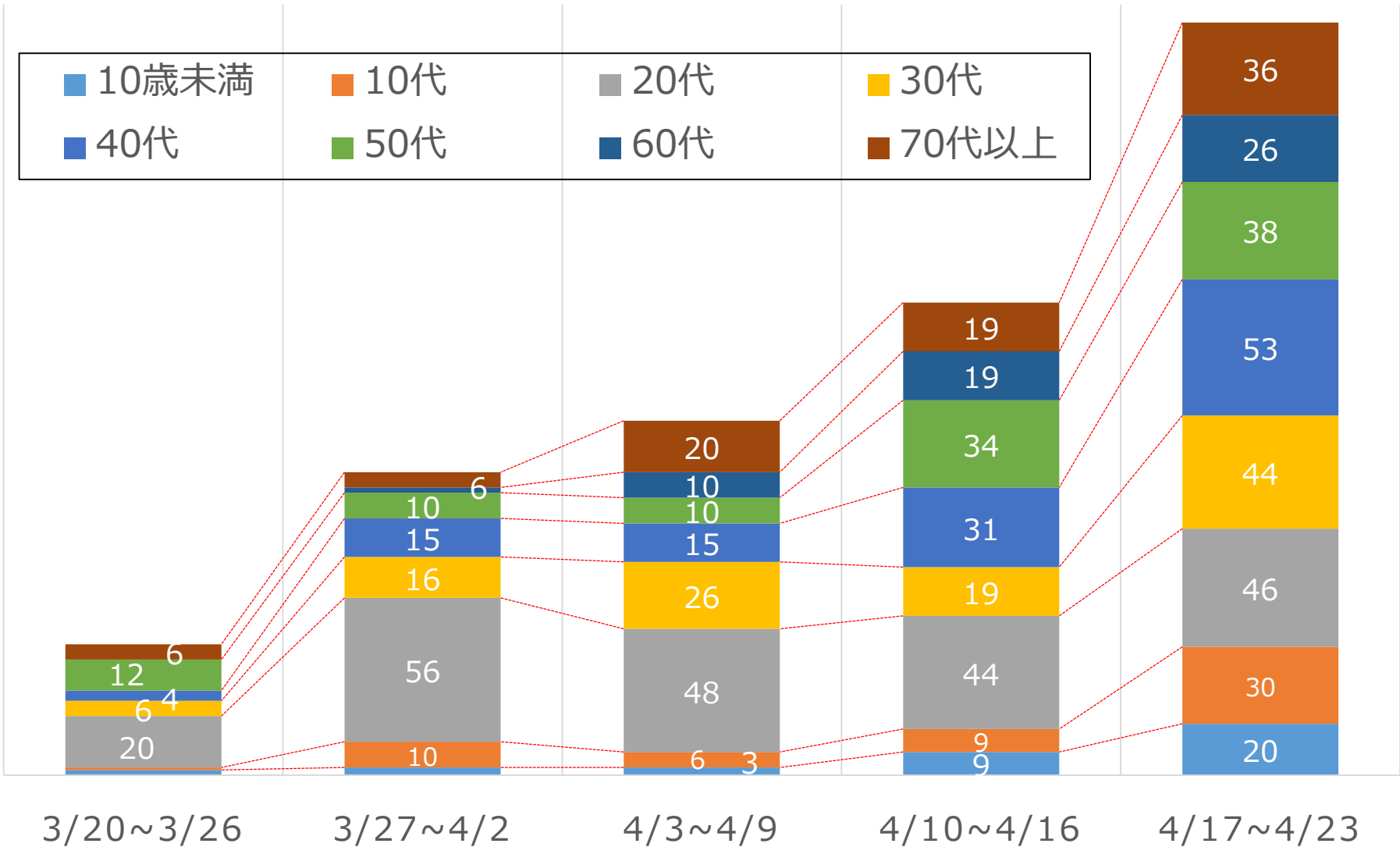
※ 再陽性事例を除く

# 年齢別発生状況（週別内訳）

集計期間：3/20～4/23(n=784)

◆ 新規感染者数は、**全世代で増加**

◆ 4月に入り、**10代から20代の増加率が高い**

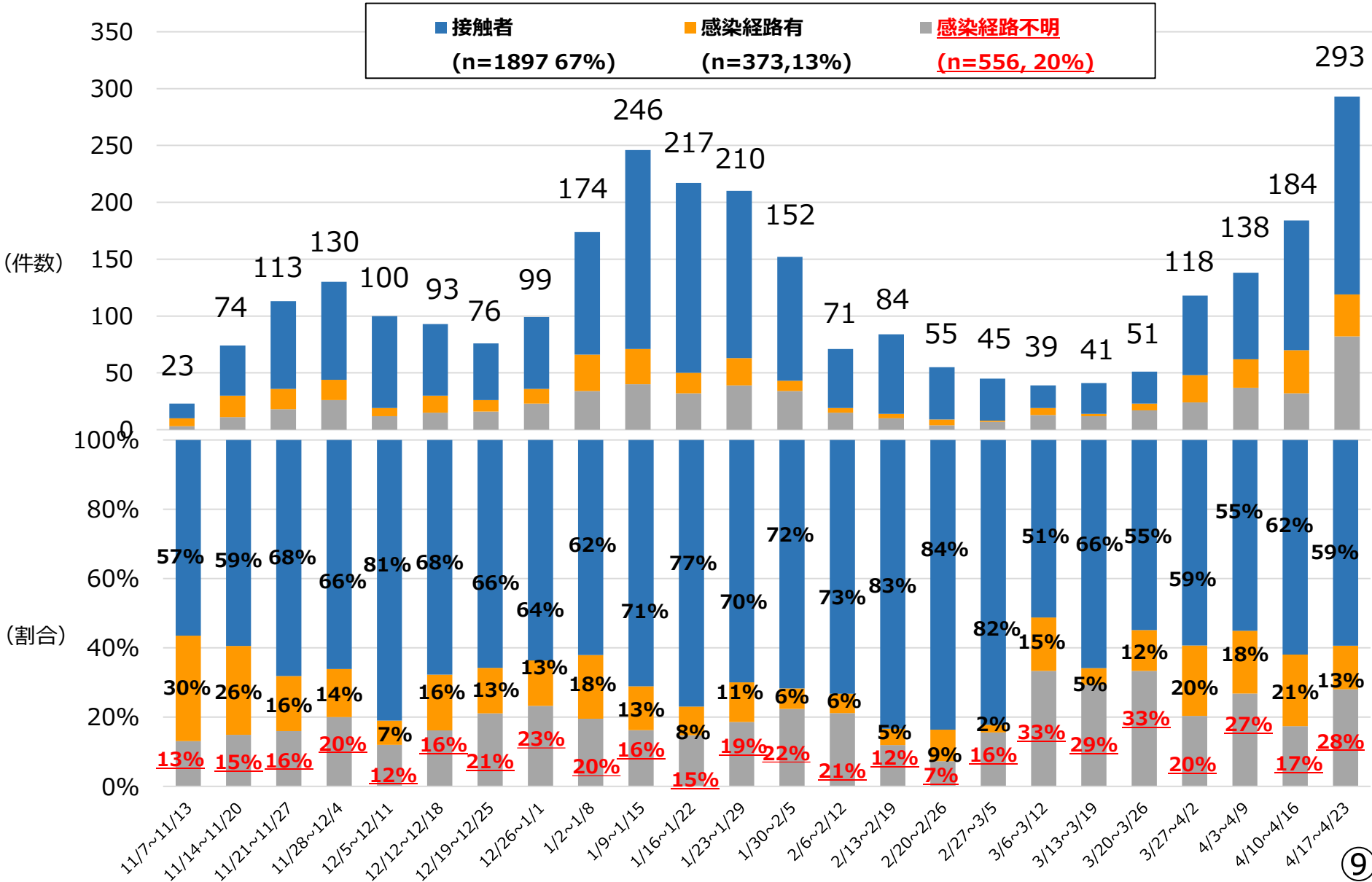


# 感染経路等に関する状況 (週別内訳)

集計期間：11/7~4/23(n=2,826)

※直近24週

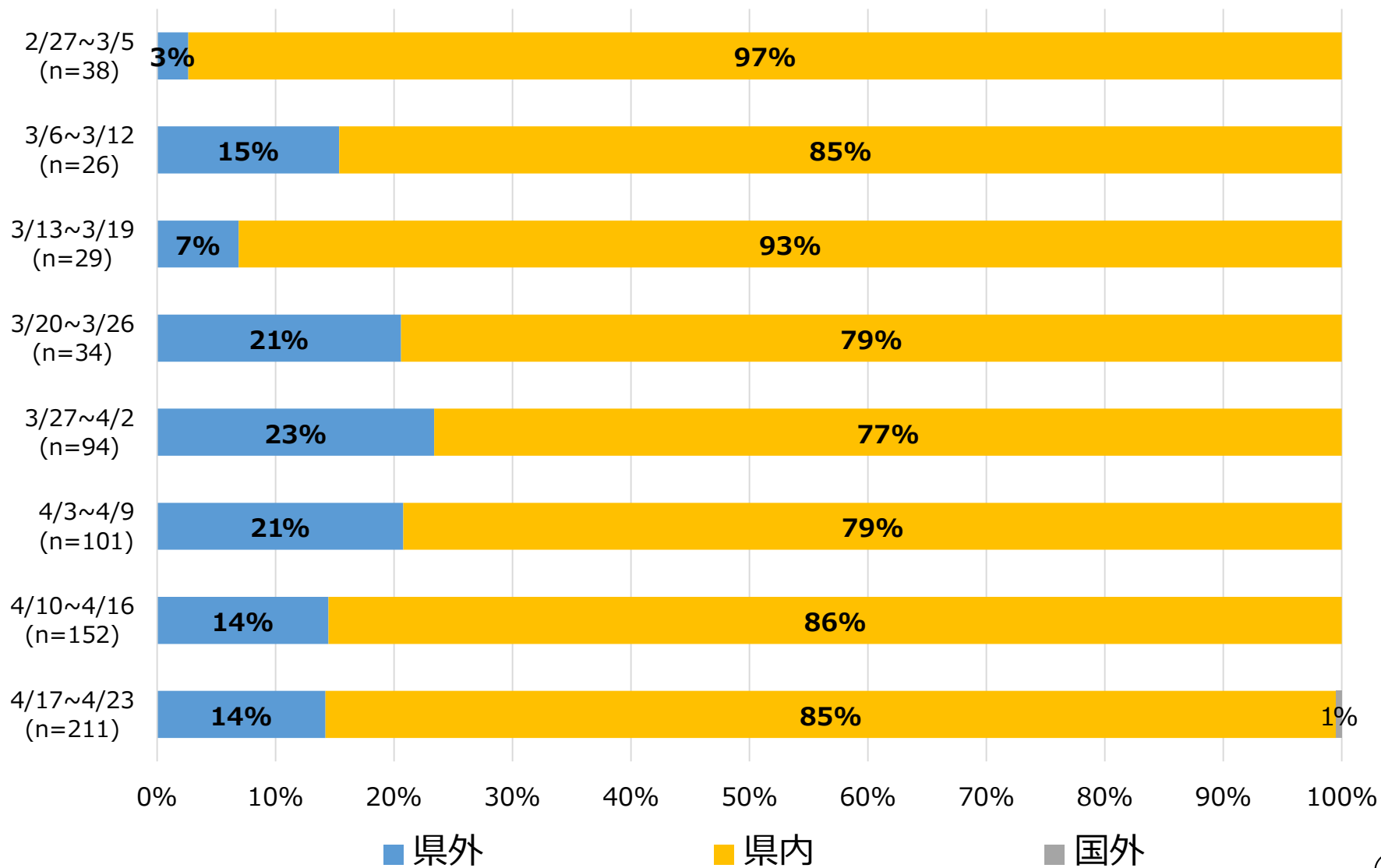
## ◆感染経路不明は、直近4週では、30%前後で推移



# 感染経路の詳細（経路不明を除く）

集計期間2/27~4/23(n=685)

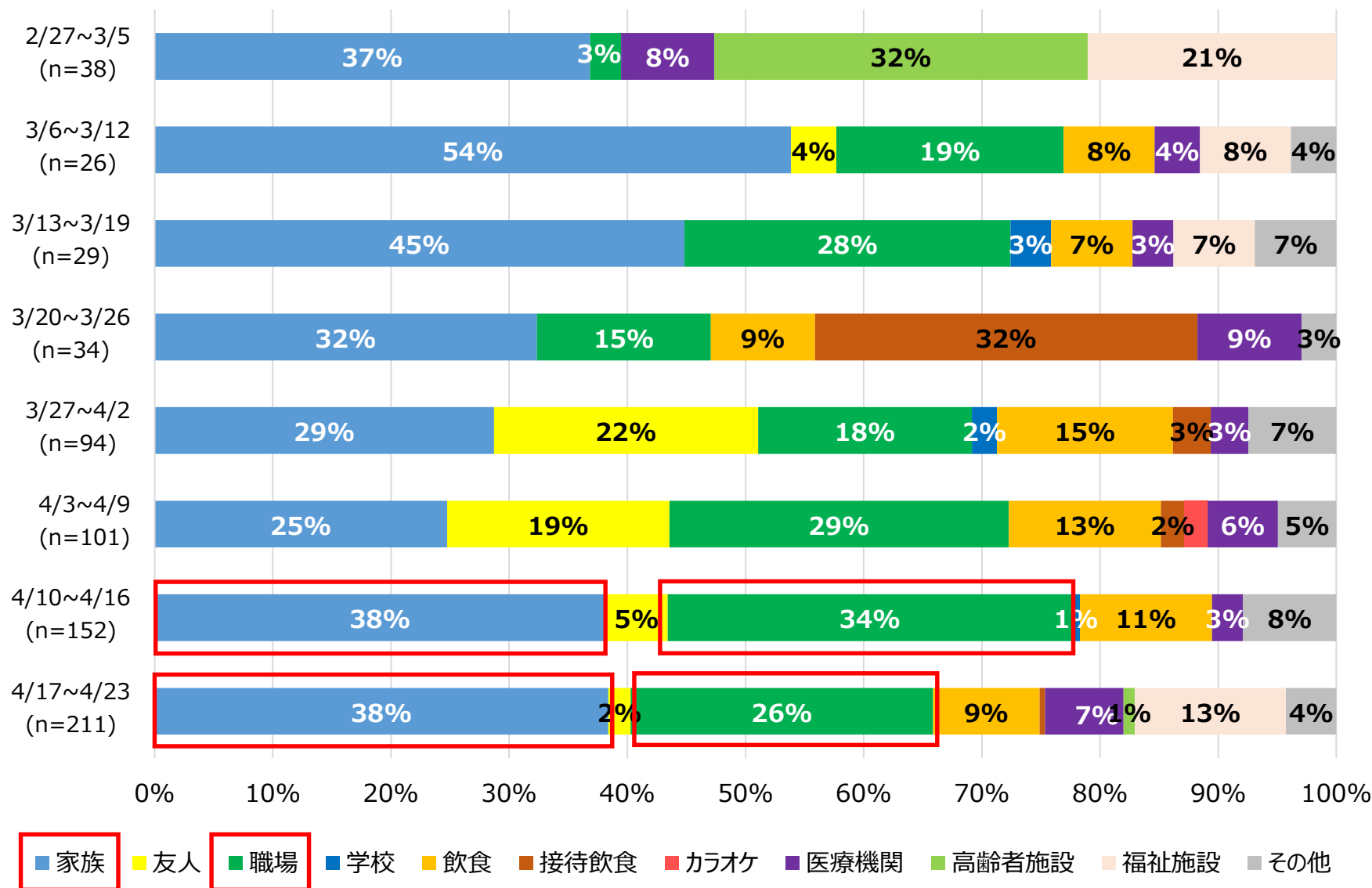
◆ 県外由来は、クラスター発生等の影響により、**減少傾向**



# 感染経路の詳細（経路不明を除く）

集計期間2/27~4/23(n=685)

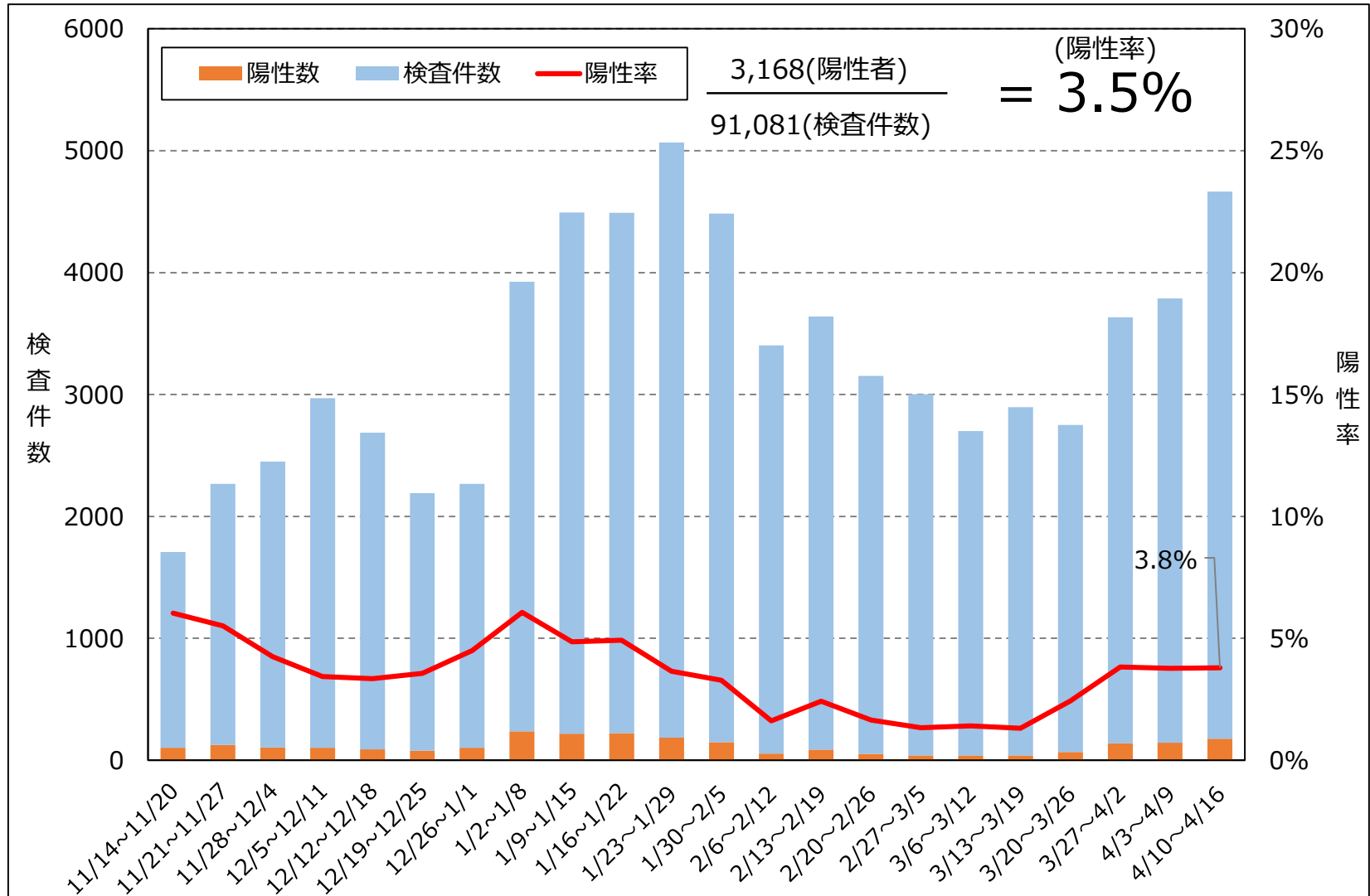
◆ クラスタ発生等の影響により、感染経路は**家族**、**職場**の割合が高い傾向



# PCR検査件数・陽性率

集計期間：R2.1/30~4/16(n=91,081)

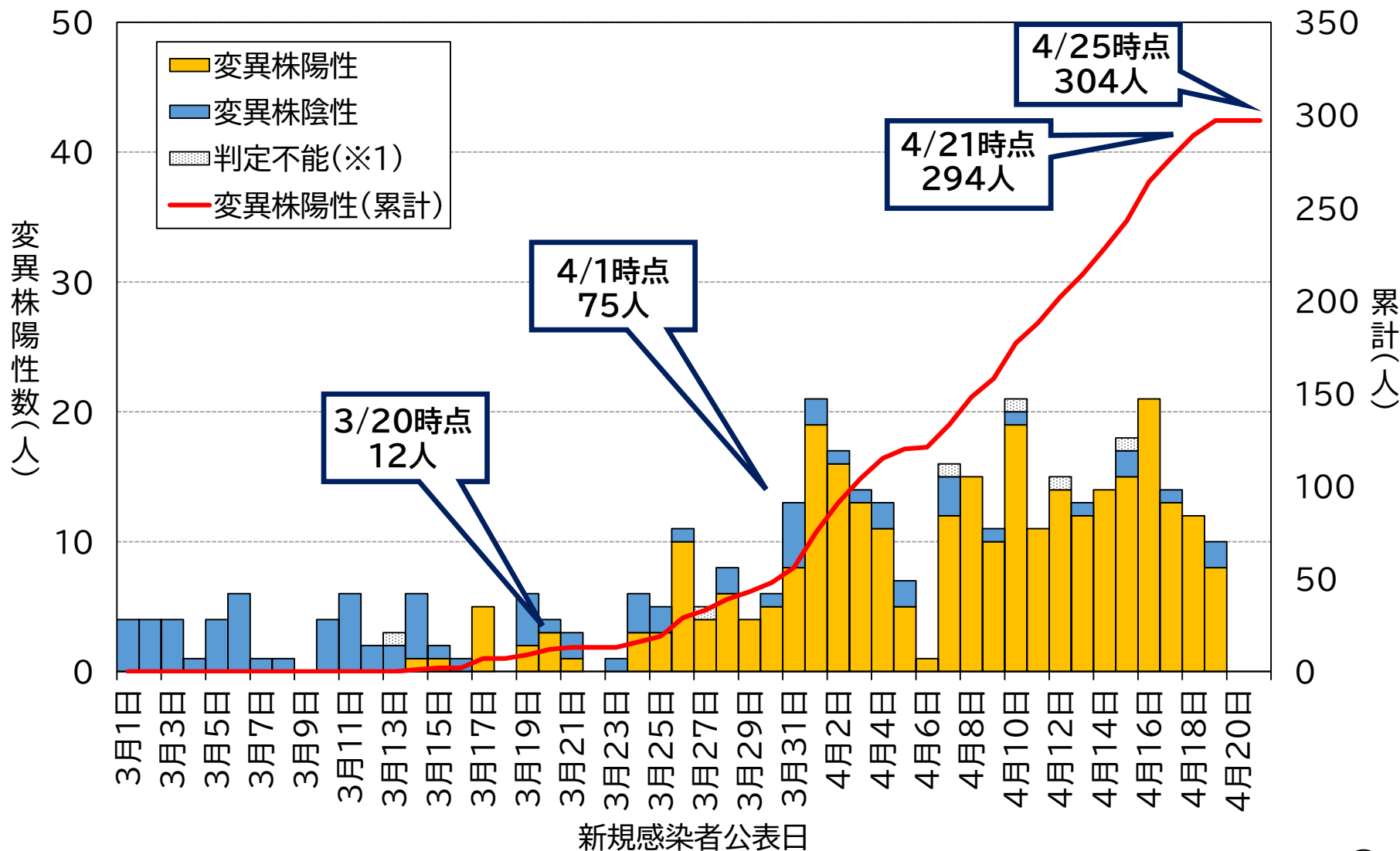
◆PCR等検査は直近週で4,664件実施し、陽性率は3.8%と前週から横ばい



※陽性率を算出するための陽性者数及び検査件数は検査日ベースで集計しているため、公表日ベースの陽性者数とは一致しない

# 変異株陽性者発生状況 (n=304, R3.4.25時点)

- ◆ 3月下旬以降、**変異株陽性者数が急増**
- ◆ 4/12~4/18 (公表分) の**変異株陽性率は、94%**



※1:検体中に含まれるウイルス量が少ないため、陽性又は陰性のいずれかの結果が得られなかった事例を判定不能としている。

# 第4波と第3波における重症者の状況（R3.4.21時点）

- ・ **第4波は第3波に比べ、重症化の割合が高い。特に、60代以上は高い**
- ・ **発症から重症化までの日数は、60代以上で短い**

※第4波には、発症から間もない感染者が含まれるため、より重症者は増える可能性もある。

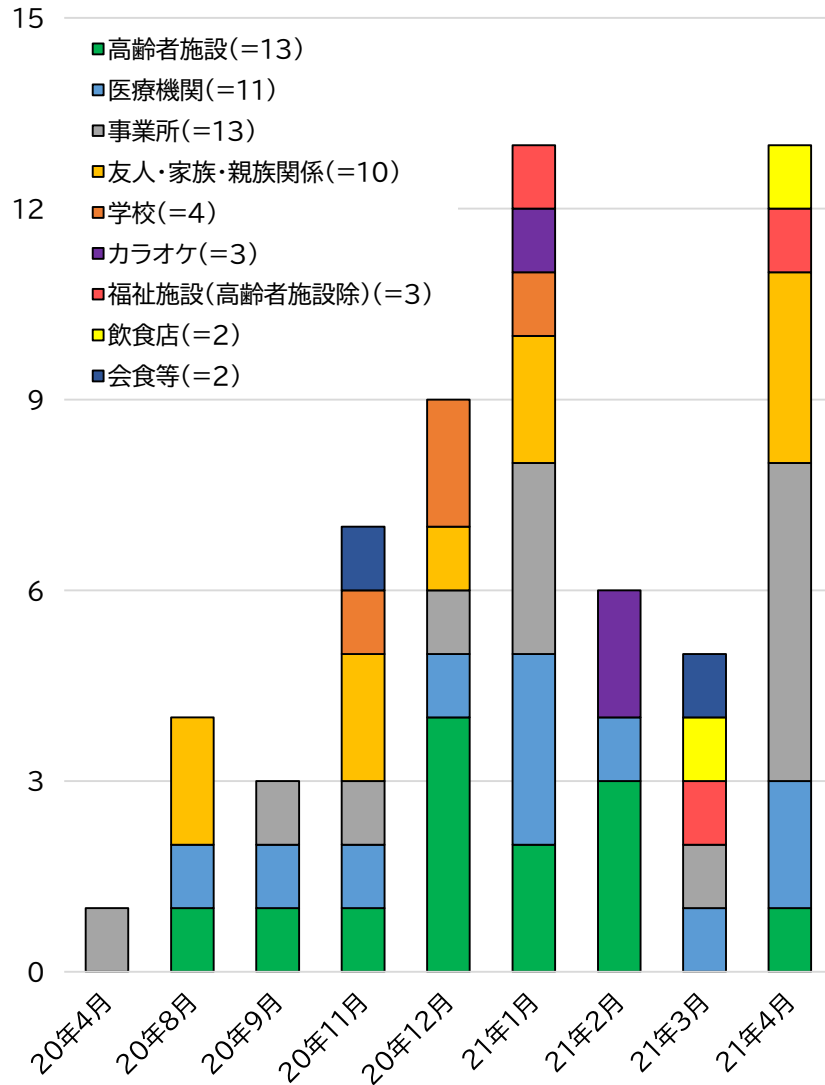
		第3波 1/12~2/1（公表分）	第4波 4/1~4/21（公表分）	（参考）変異株 3/14~4/21（公表分）
新規感染者数	全体数	784人	530人	293人
	重症者数 （割合）	18人 (2.3%)	15人 <b>(2.8%)</b>	10人 <b>(3.4%)</b>
うち60代以上	全体数	260人	110人	48人
	重症者数 （割合）	17人 (6.5%)	13人 <b>(11.8%)</b>	8人 <b>(16.7%)</b>
発症から重症化 までの日数 ※中央値	全体日数	8.9日	<b>9.2日</b>	<b>8.3日</b>
	60代以上	8.3日	<b>8.1日</b>	<b>7.5日</b>



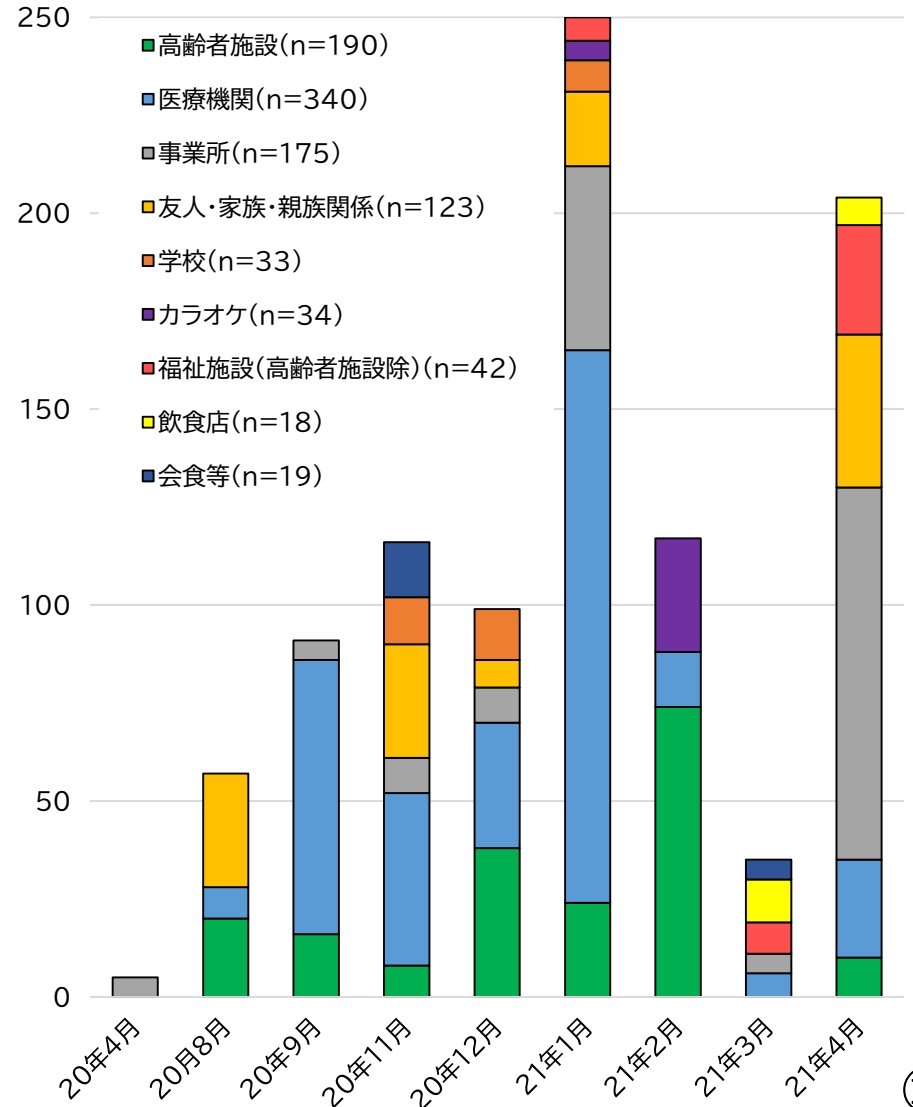
# クラスター発生状況 (R3.4.25時点)

◆4月に入り、13件のクラスターが発生

## 発生件数 (61件)



## 陽性者数 (977人)



# クラスター発生状況（R3.4.25時点）

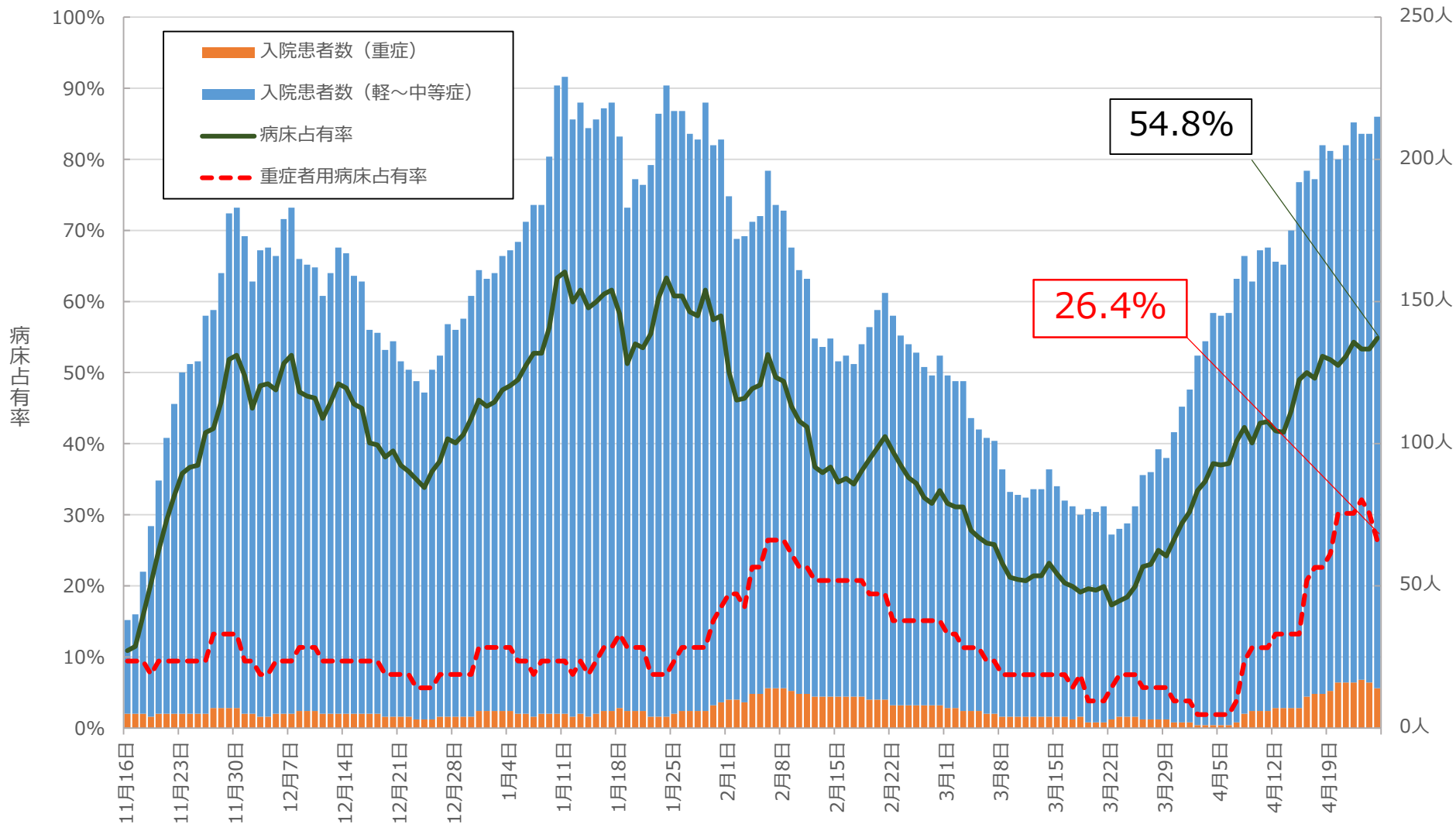
◆内訳：事業所5件、友人・家族2件、医療機関2件、福祉施設2件、高齢者施設1件、飲食店1件

例目	クラスター	種別	陽性者数
4 9	三重県内の大学生等による食事会	友人・家族	22
5 0	津市内の企業の寮A	事業所	5
5 1	桑名市消防署長島木曾岬分署	事業所	5
5 2	松阪市民病院	医療機関	15
5 3	四日市市内のキオクシア株式会社四日市工場	事業所	30
5 4	県内の飲食店	飲食店	8
5 5	親族間の食事会	友人・家族	17
5 6	株式会社エイチワン亀山製作所	事業所	49
5 7	県内の企業	事業所	6
5 8	四日市市内の通所介護施設	高齢者施設	10
5 9	名張市内の病院	医療機関	10
6 0	津市内の保育園「安濃保育園」	福祉施設	5
6 1	四日市市の社会福祉施設	福祉施設	25

# 入院等の状況（R3.4.25時点）

◆病院占有率は、3月下旬から上昇し、**4月25日時点で54.8%**

◆重症者用病床占有率は、4月上旬から急増し、**4月25日時点で26.4%**



# 県モニタリング指標及び政府指標の状況

		医療提供体制等の負荷			監視体制	感染の状況		
		①病床のひっ迫具合		②人口10万人あたりの療養者数		③PCR陽性率	④直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者数	⑤直近1週間と先週1週の比較
		ア) 病床全体現時点(最大)確保病床占有率	イ) うち重症者用病床現時点(最大)確保病床占有率					
県指標	注意レベル	20%～	-	-	-	4人～	1.0倍～	20%～
	警戒レベル	30%～	-	-	-	8人～	1.0倍～	30%～
政府指標	ステージⅢの指標	20% (25%) ～	20% (25%) ～	15人～	10%～	15人～	1.0倍～	50%～
	ステージⅣの指標	50%～	50%～	25人～	10%～	25人～	1.0倍～	50%～

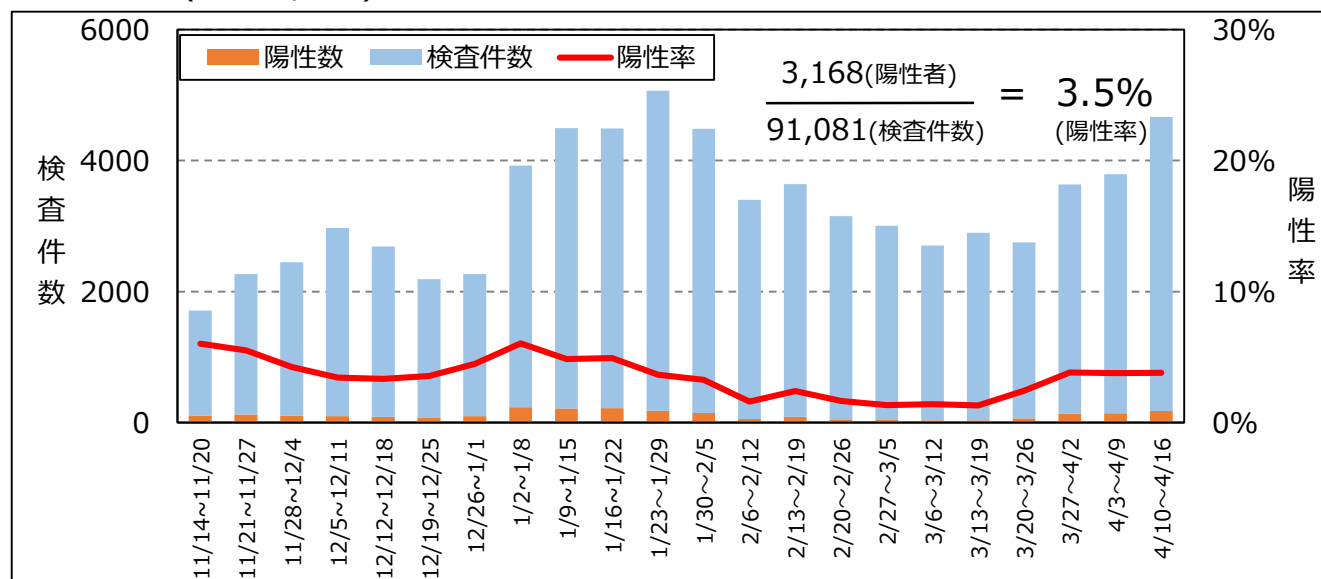
(三重県の状況)

<b>4/25時点</b>	<b>54.8%</b>	<b>26.4%</b>	<b>13.83人</b>	<b>3.8%</b> (4/10～4/16)	<b>19.87人</b>	<b>1.94倍</b>	<b>23.7%</b> (4/18～4/24速報値)
---------------	--------------	--------------	---------------	----------------------------	---------------	--------------	--------------------------------

ステージⅠ…感染症の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階(指標及び目安なし)  
 ステージⅡ…感染症の暫増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階(指標及び目安なし)  
 ステージⅢ…感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階  
 ステージⅣ…爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階

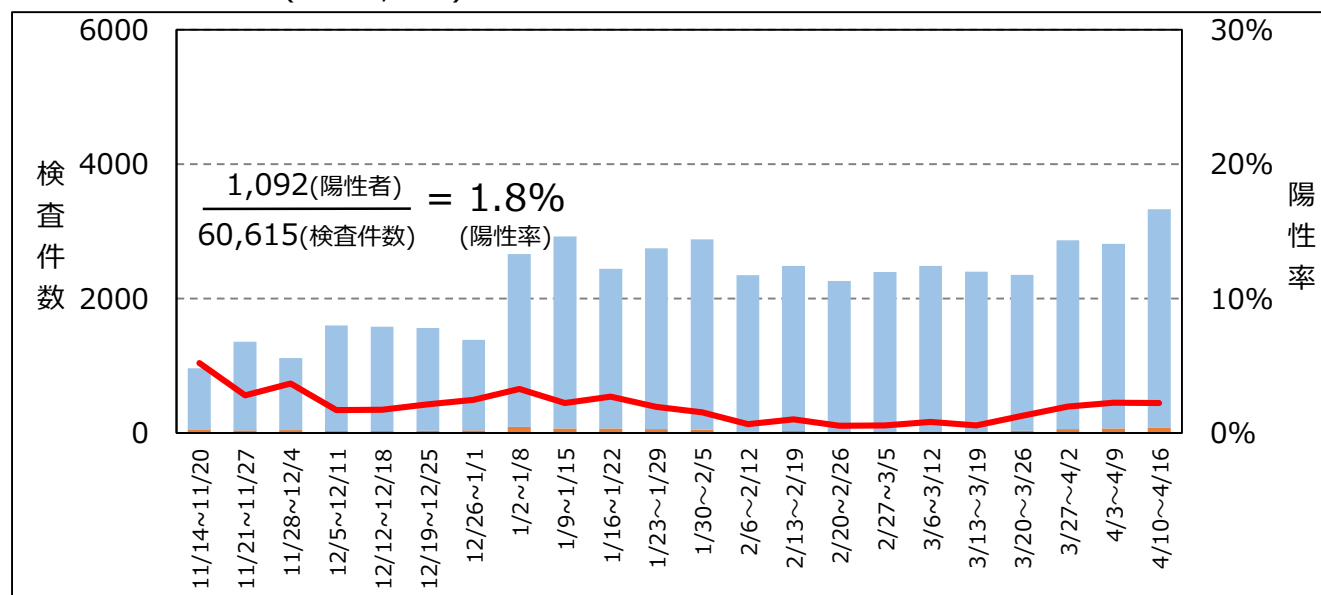
全体陽性率 (n= 91,081)

※陰性確認のための検査を除く



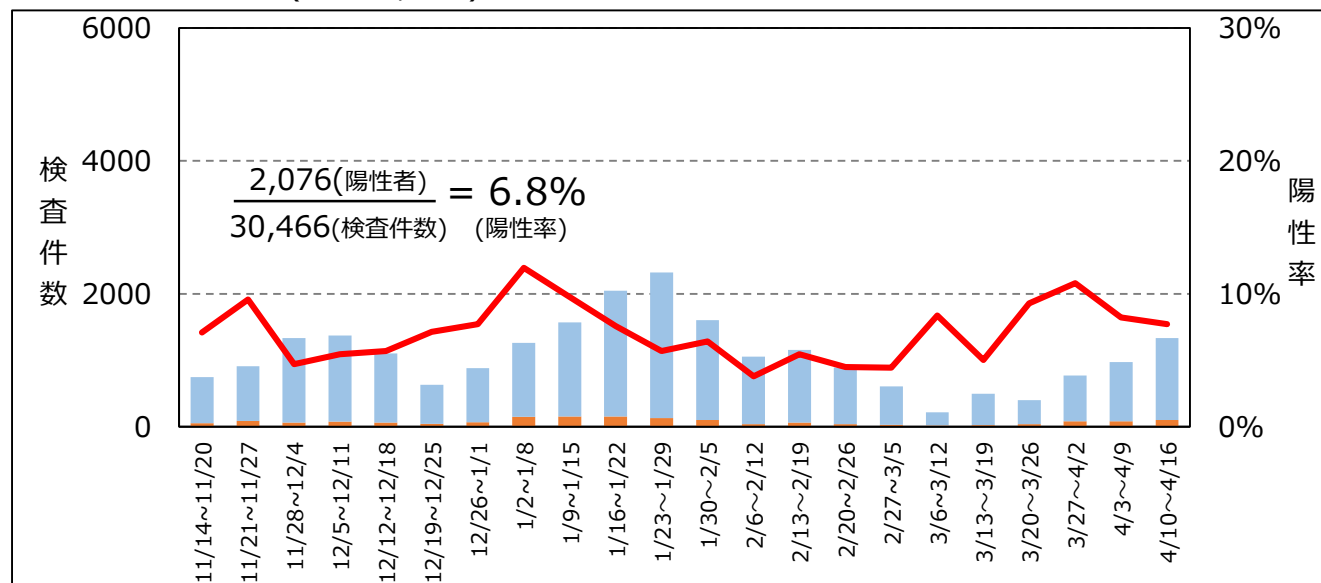
疑い例検査陽性率 (n=60,615)

※疑い例検査…疑い例として診断され、実施した検査



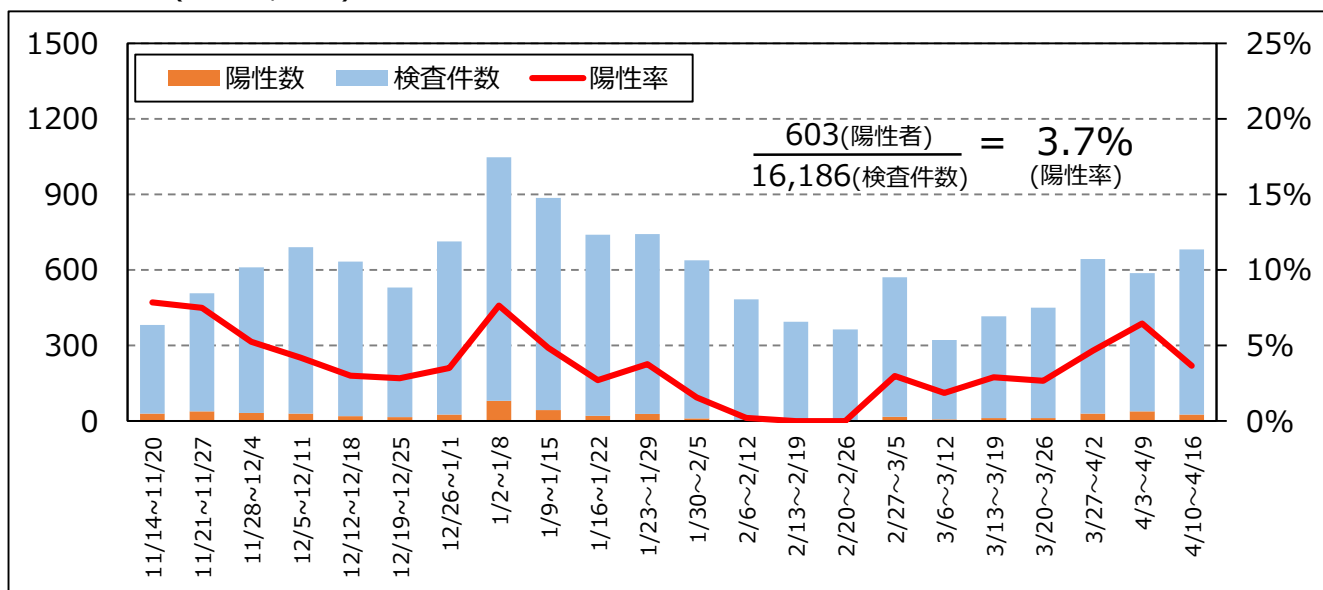
接触者検査陽性率 (n= 30,466)

※接触者検査…接触者調査の一環で実施した検査

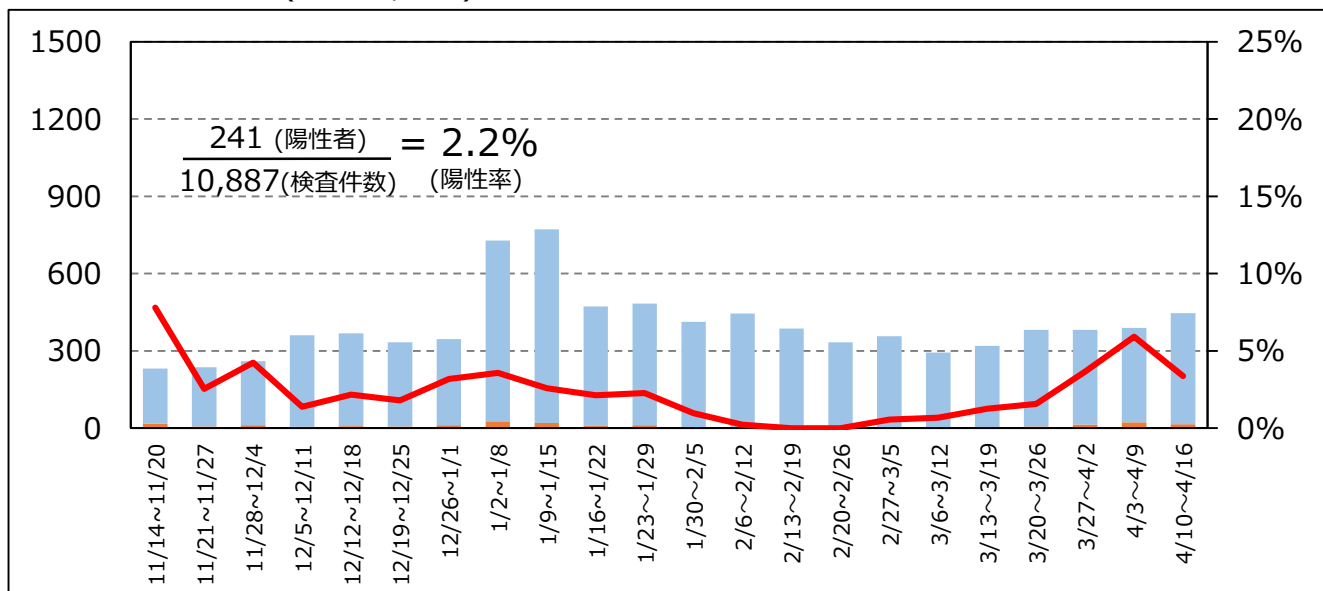


# 桑名保健所管内検査件数・陽性率 (n=16,186)

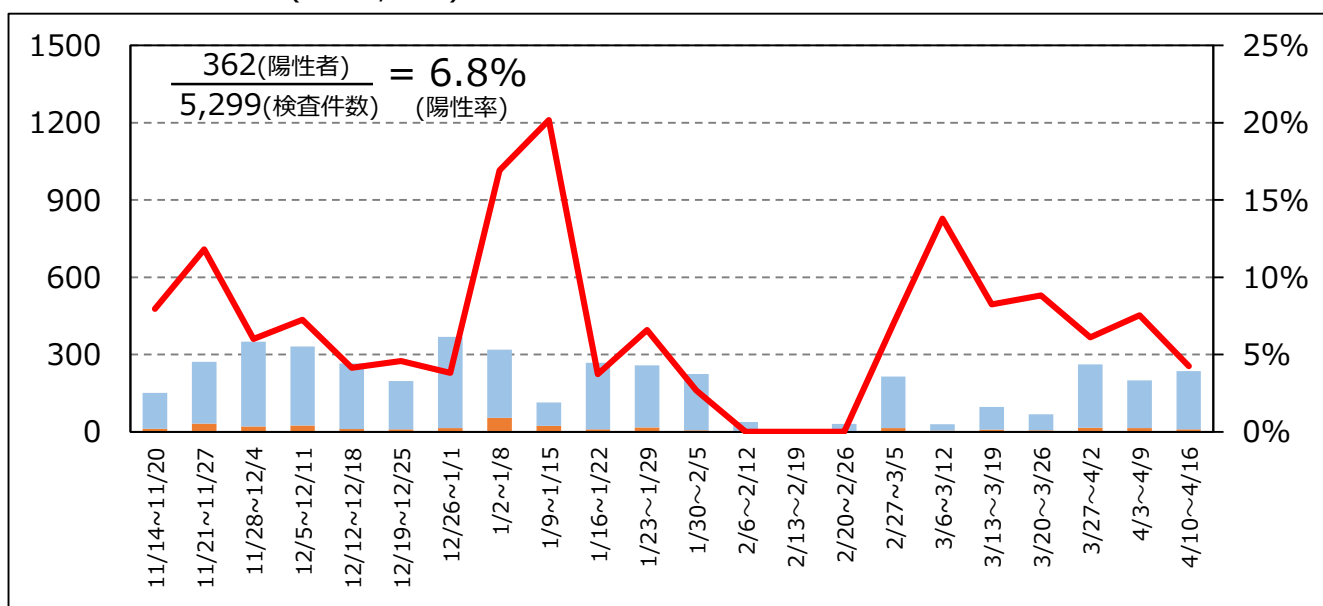
全体陽性率(n=16,186)



疑い例検査陽性率 (n= 10,887)

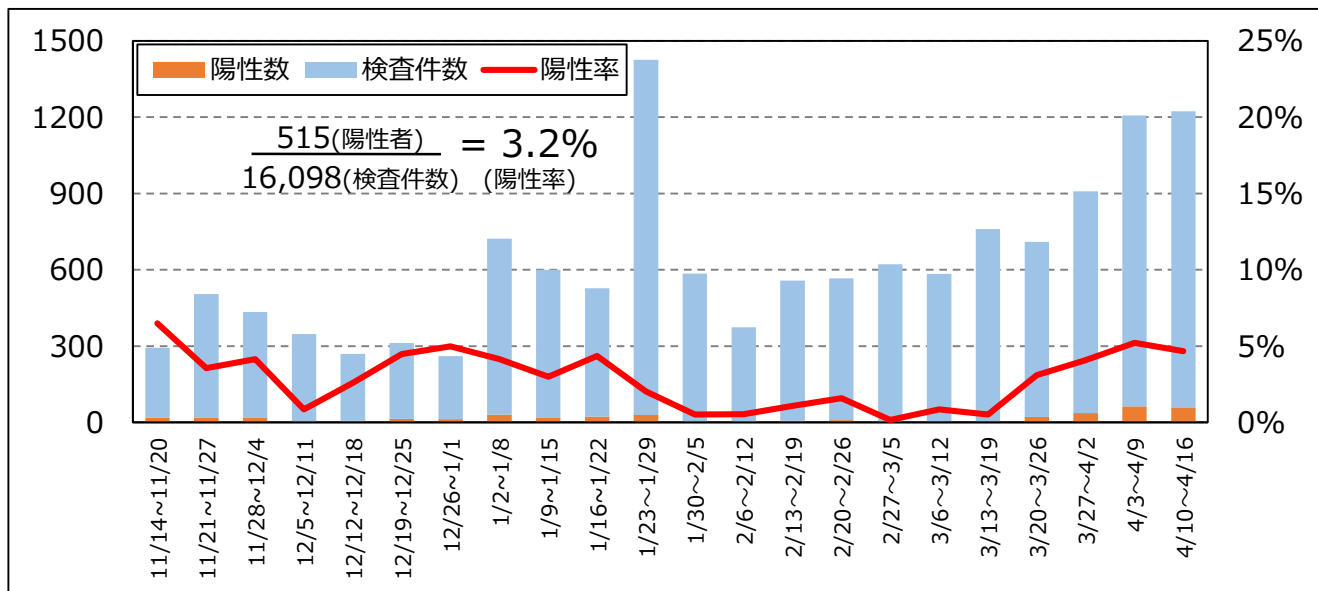


接触者検査陽性率 (n= 5,299)

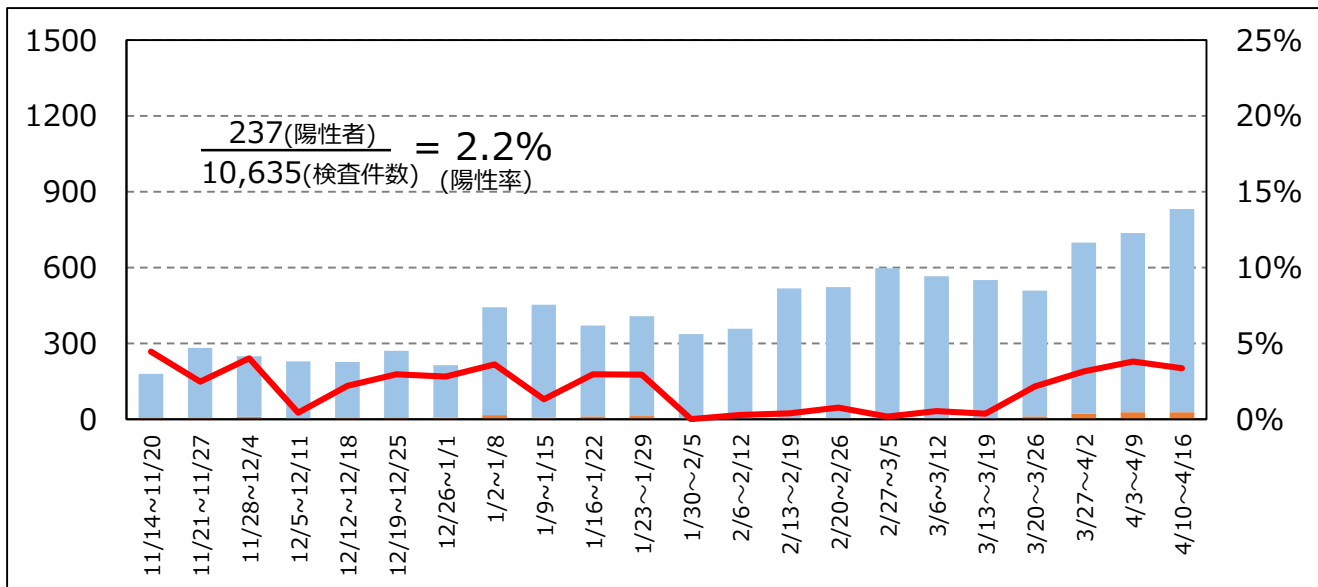


# 四日市市保健所管内検査件数・陽性率 (n=16,098)

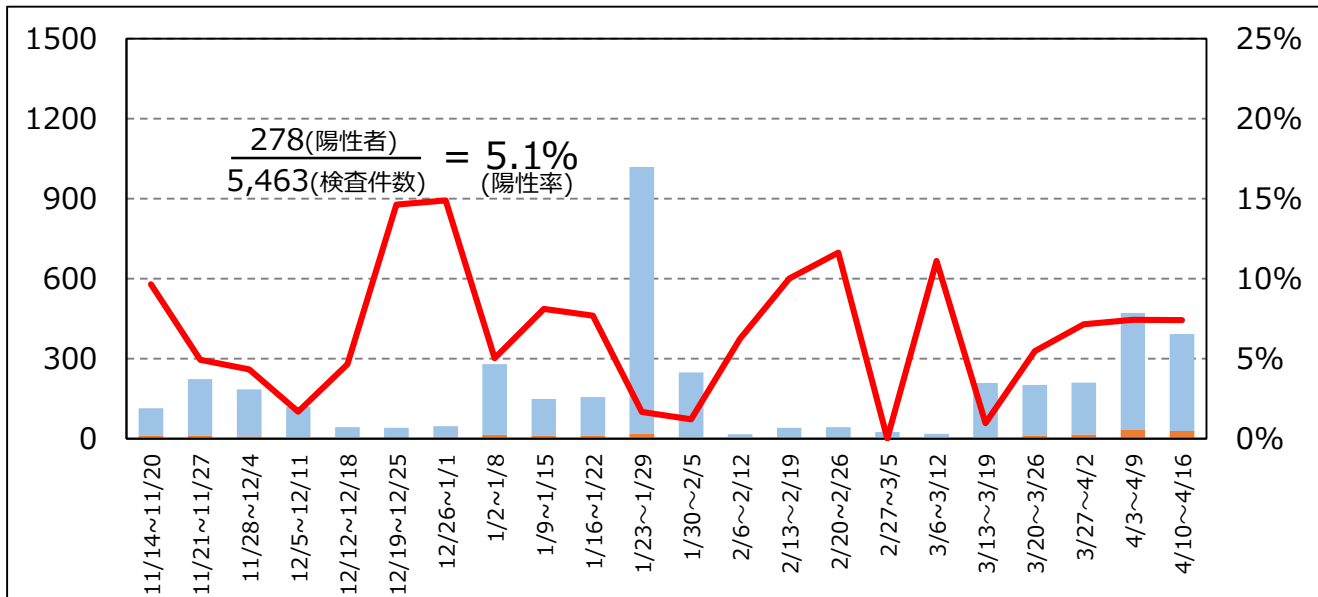
## 全体陽性率 (n= 16,098)



## 疑い例検査陽性率 (n= 10,635)

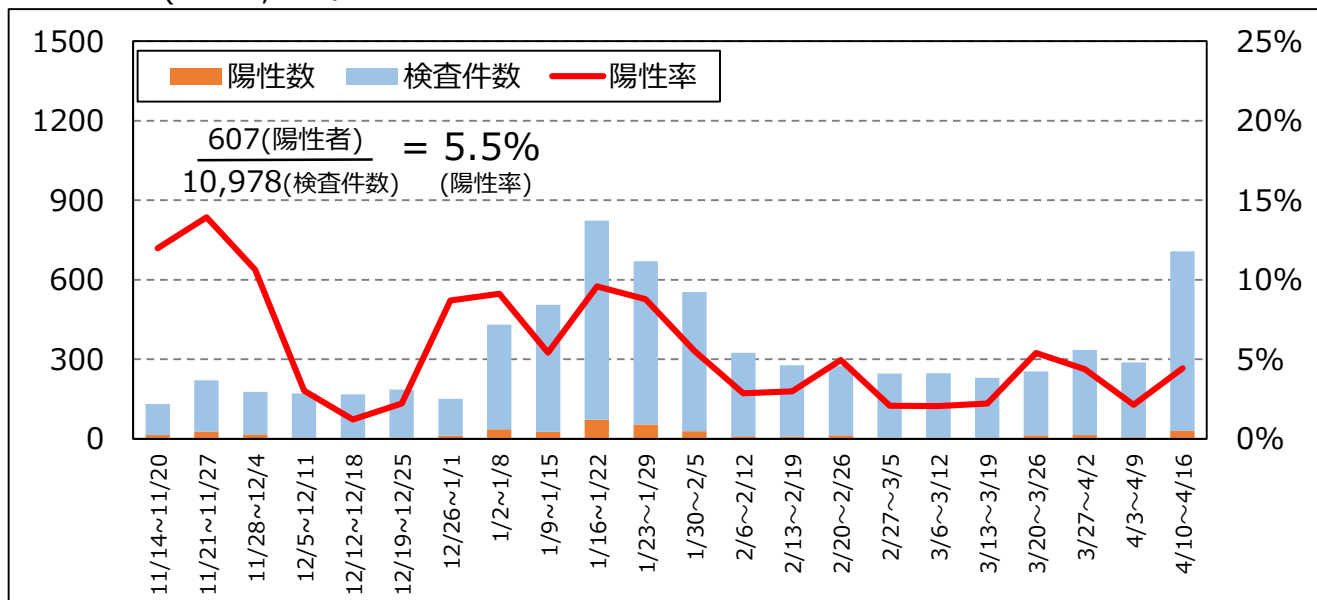


## 接触者検査陽性率 (n= 5,463)

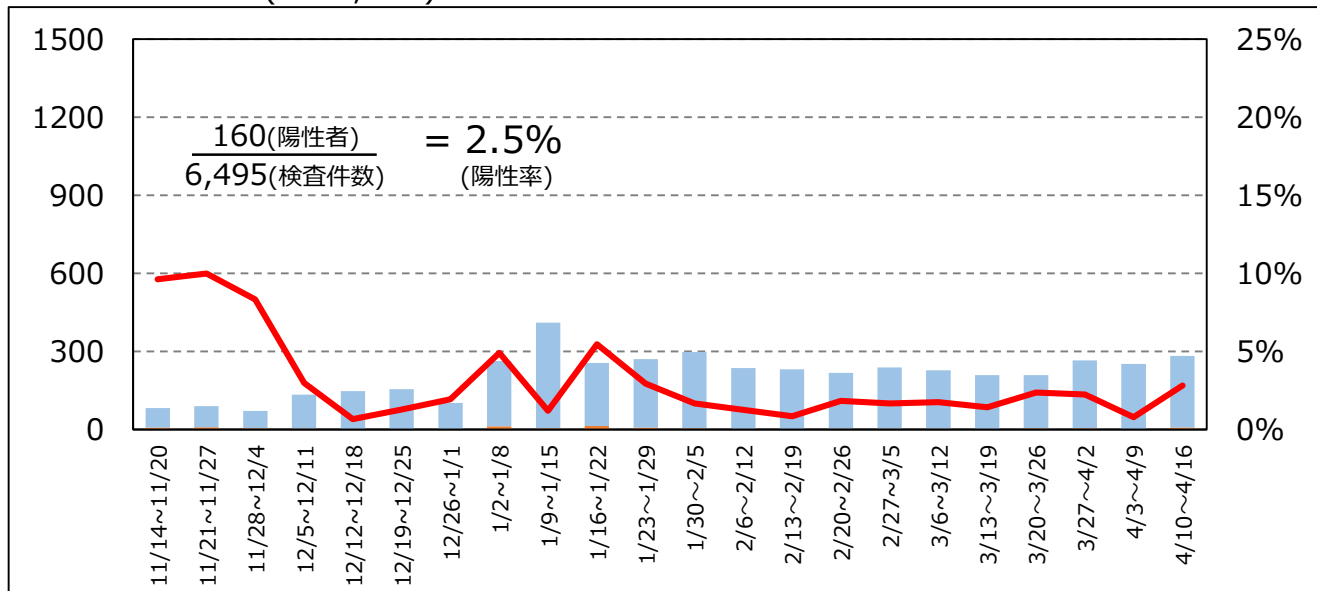


# 鈴鹿保健所管内検査件数・陽性率 (n=10,978)

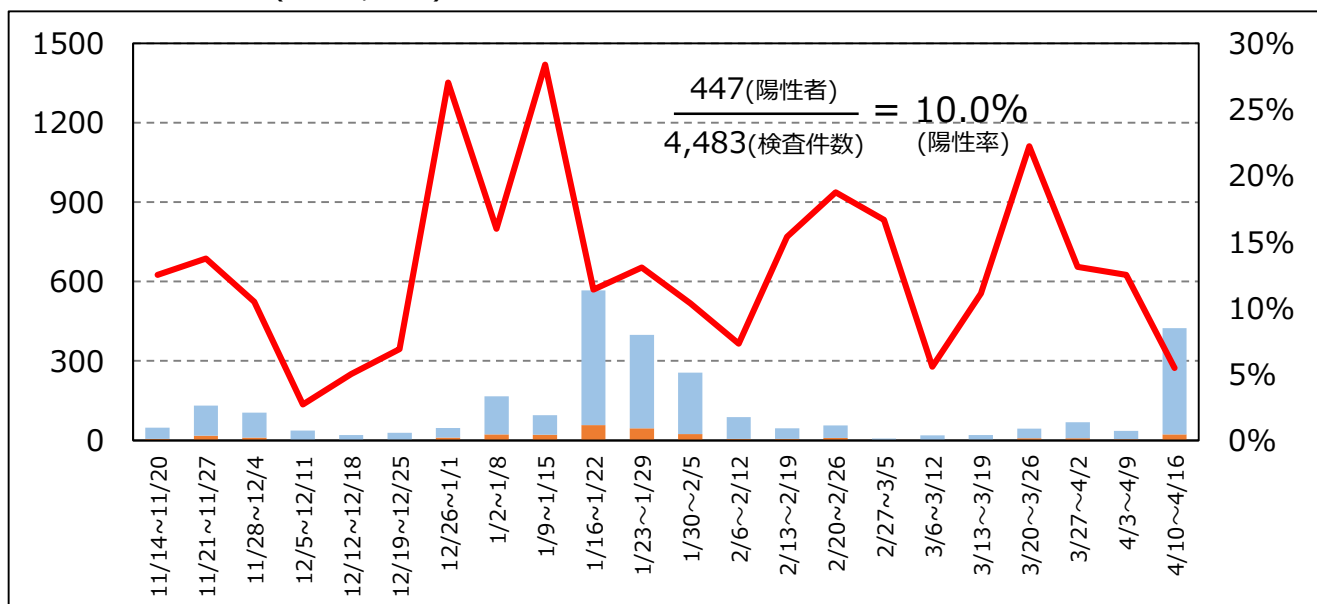
全体陽性率(n=10,978)



疑い例検査陽性率 (n= 6,495)



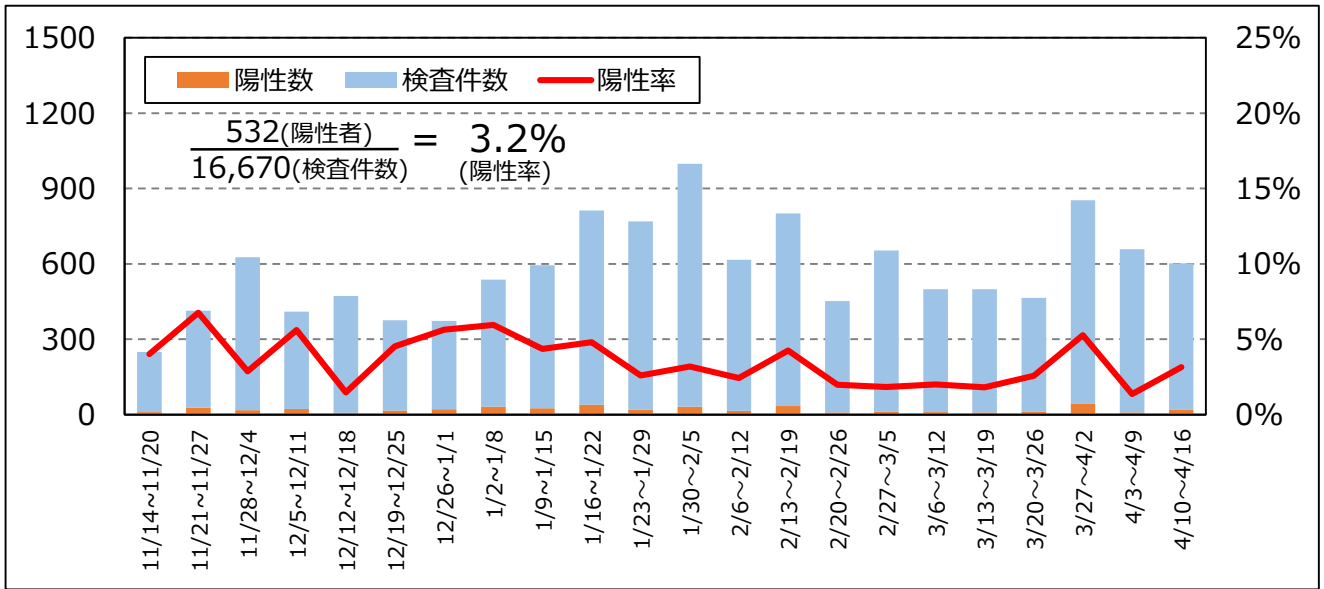
接触者検査陽性率 (n= 4,483)



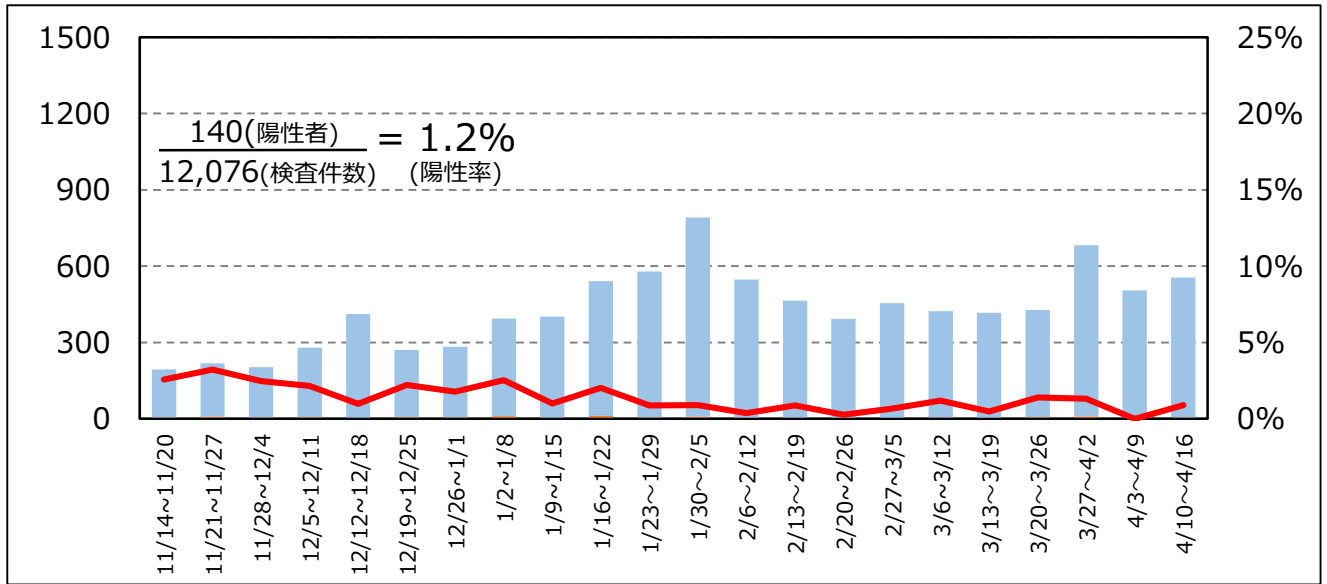


# 津保健所管内検査件数・陽性率 (n=16,670)

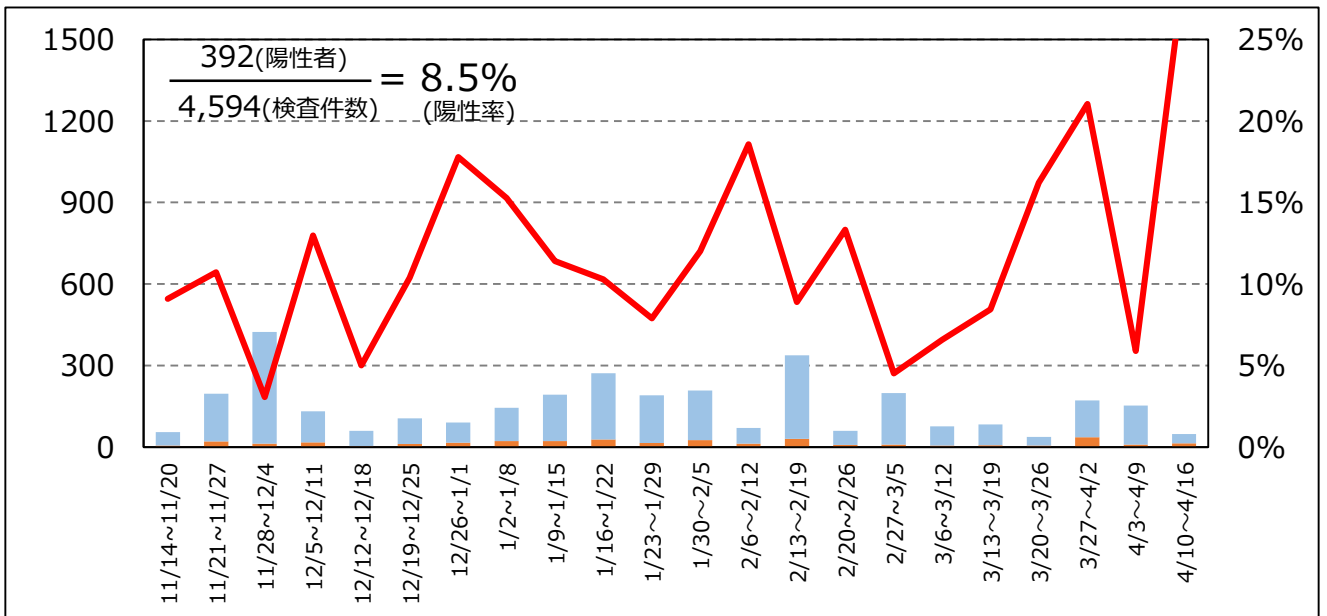
全体陽性率(n=16,670)



疑い例検査陽性率 (n= 12,076)

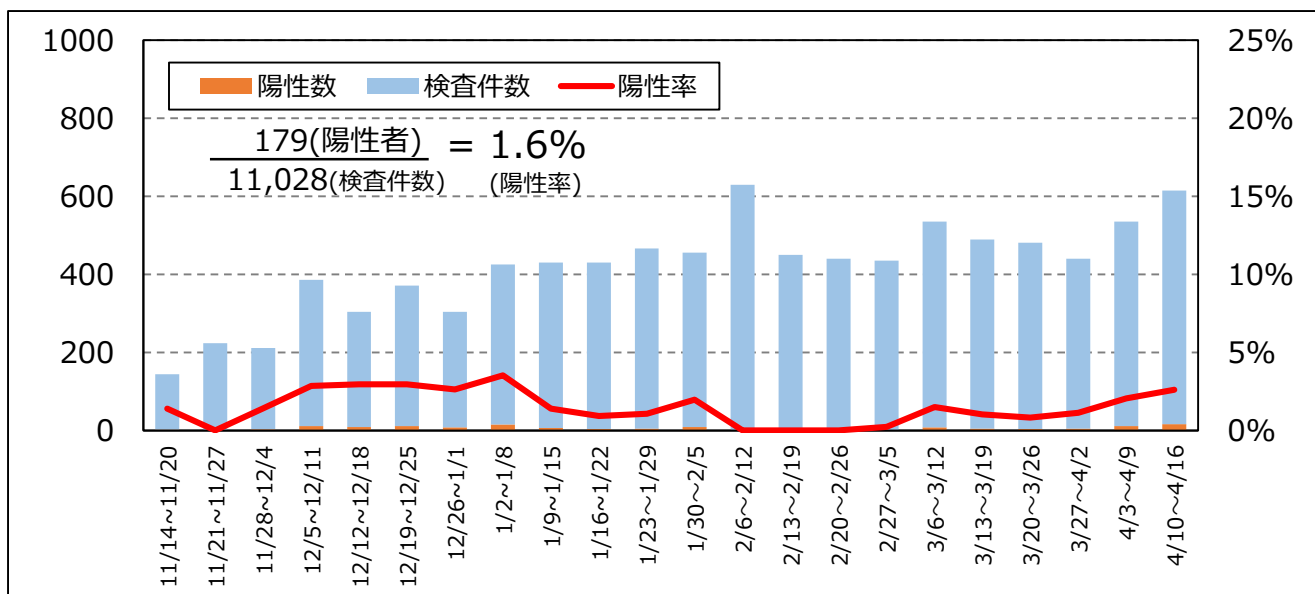


接触者検査陽性率 (n= 4,594)

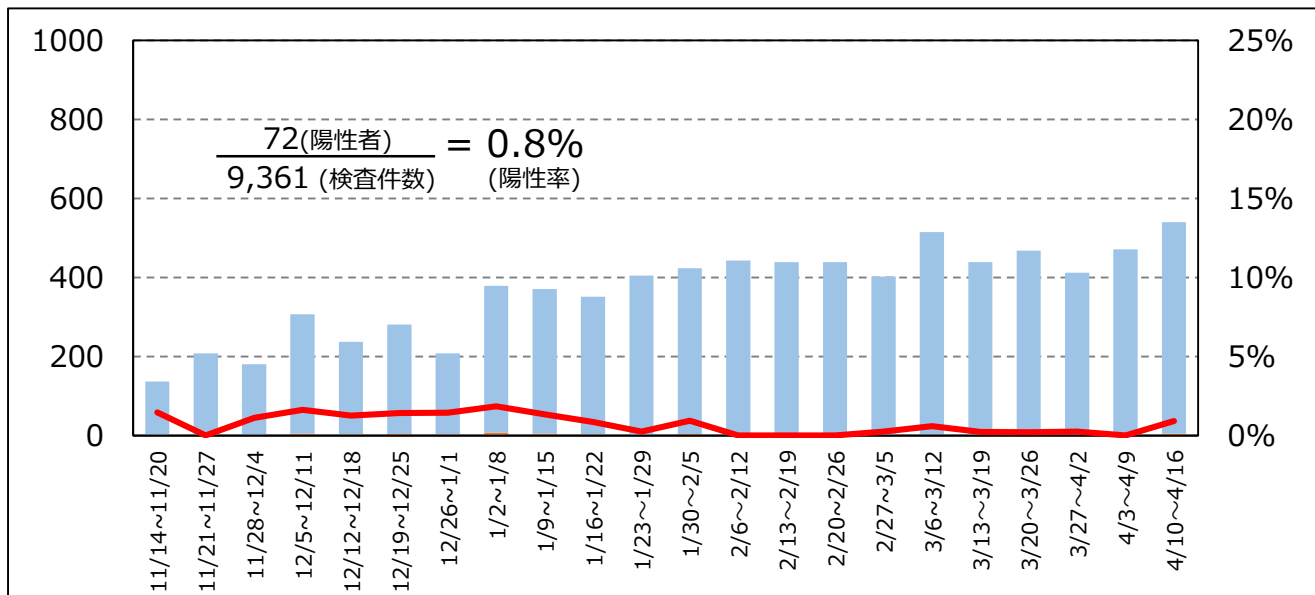


# 松阪保健所管内検査件数・陽性率 (n=11,028)

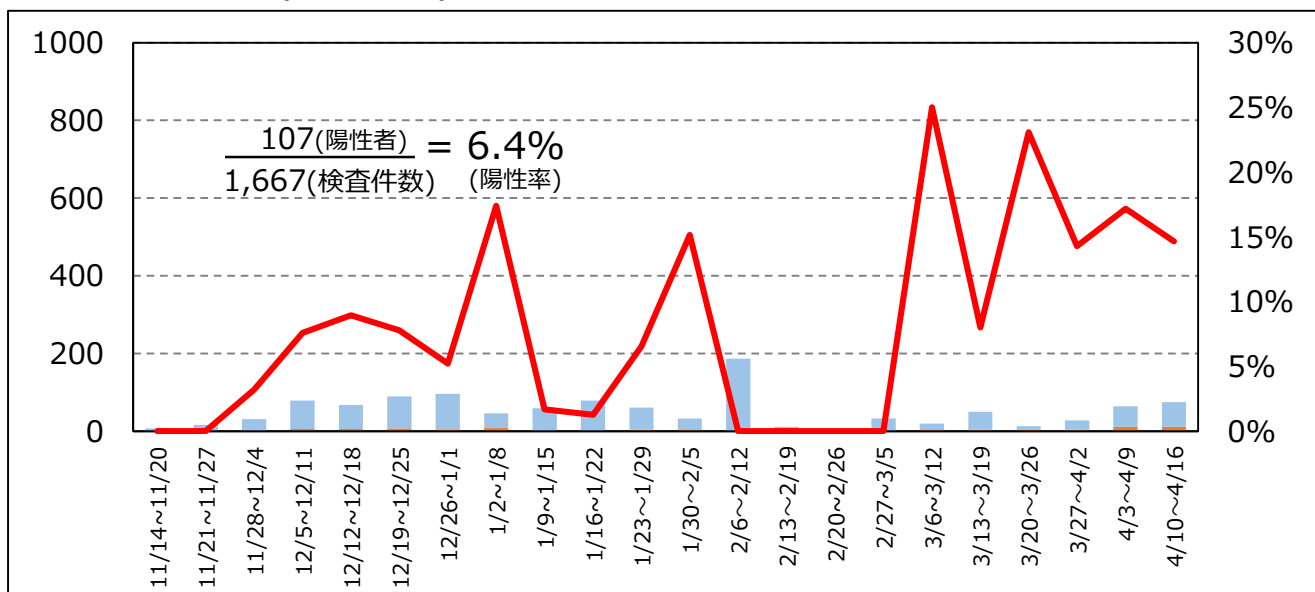
## 全体陽性率 (n=11,028)



## 疑い例検査陽性率 (n= 9,361)

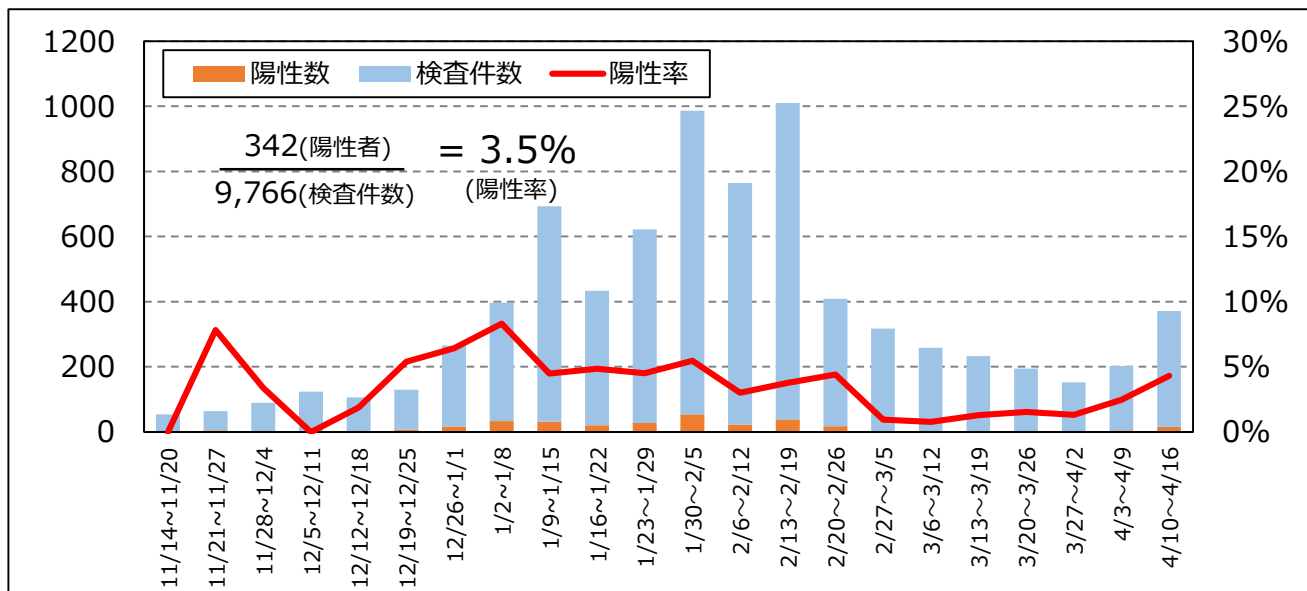


## 接触者検査陽性率 (n= 1,667)

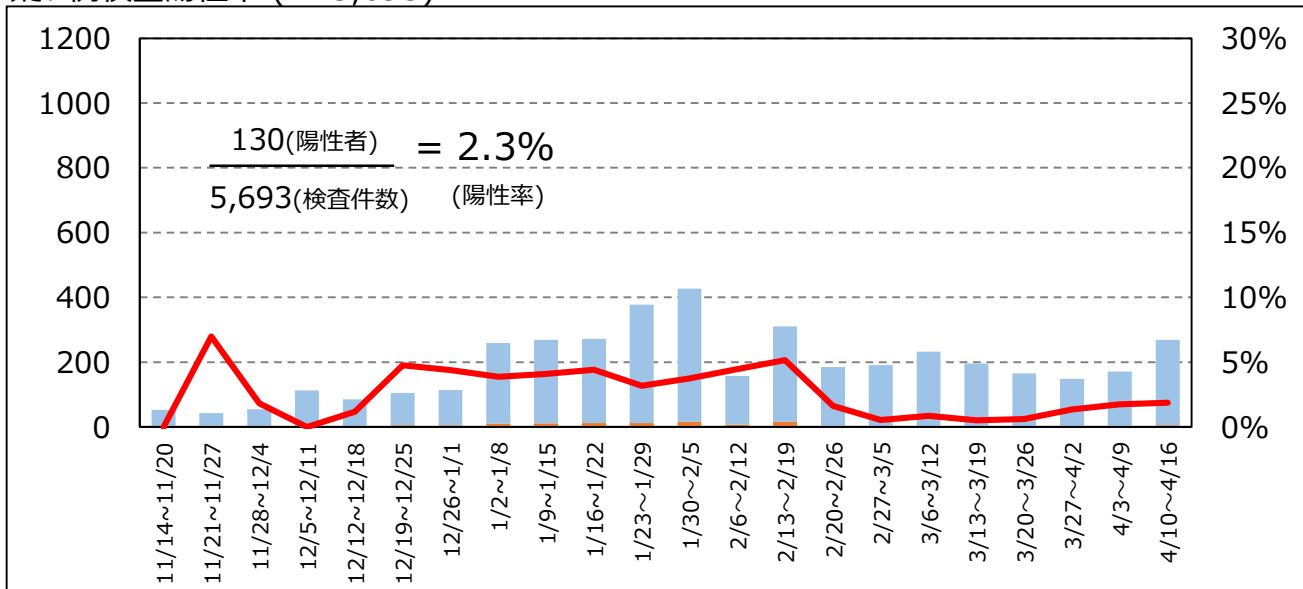


# 伊勢保健所管内検査件数・陽性率 (n=9,766)

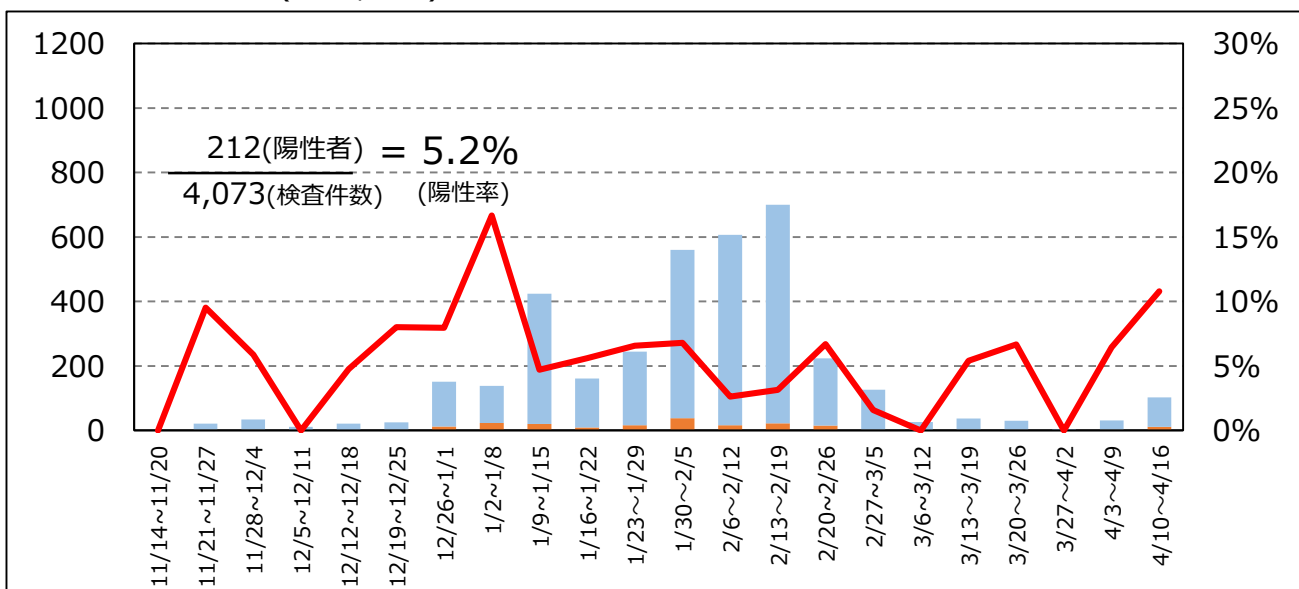
全体陽性率(n=9,766)



疑い例検査陽性率 (n=5,693)

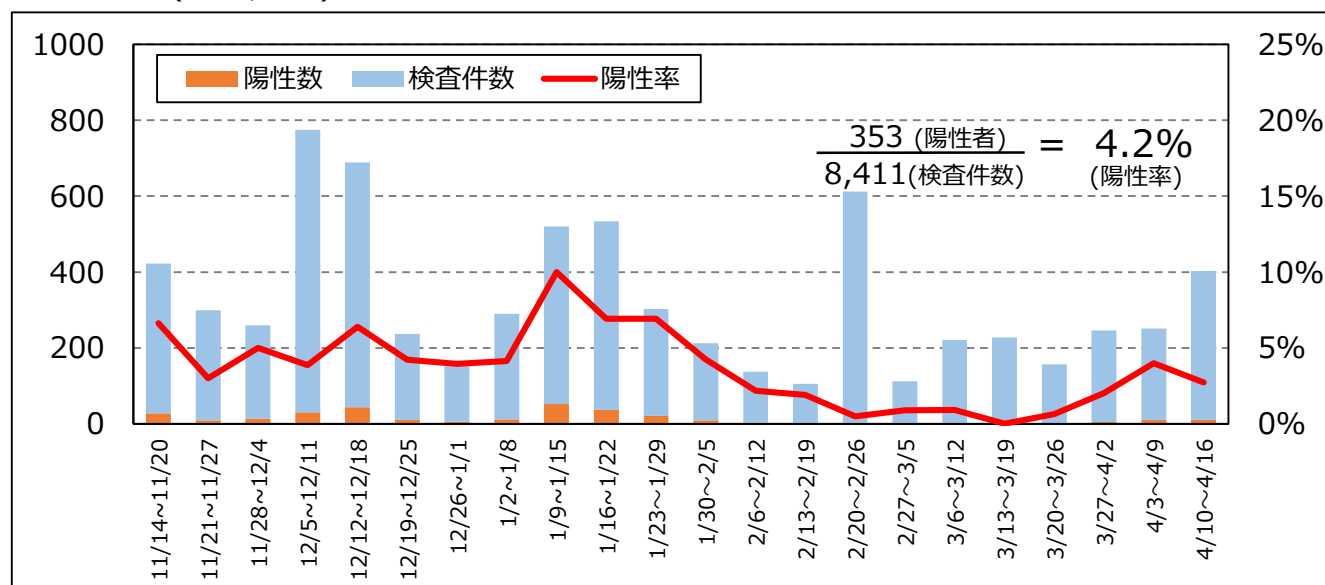


接触者検査陽性率 (n=4,073)

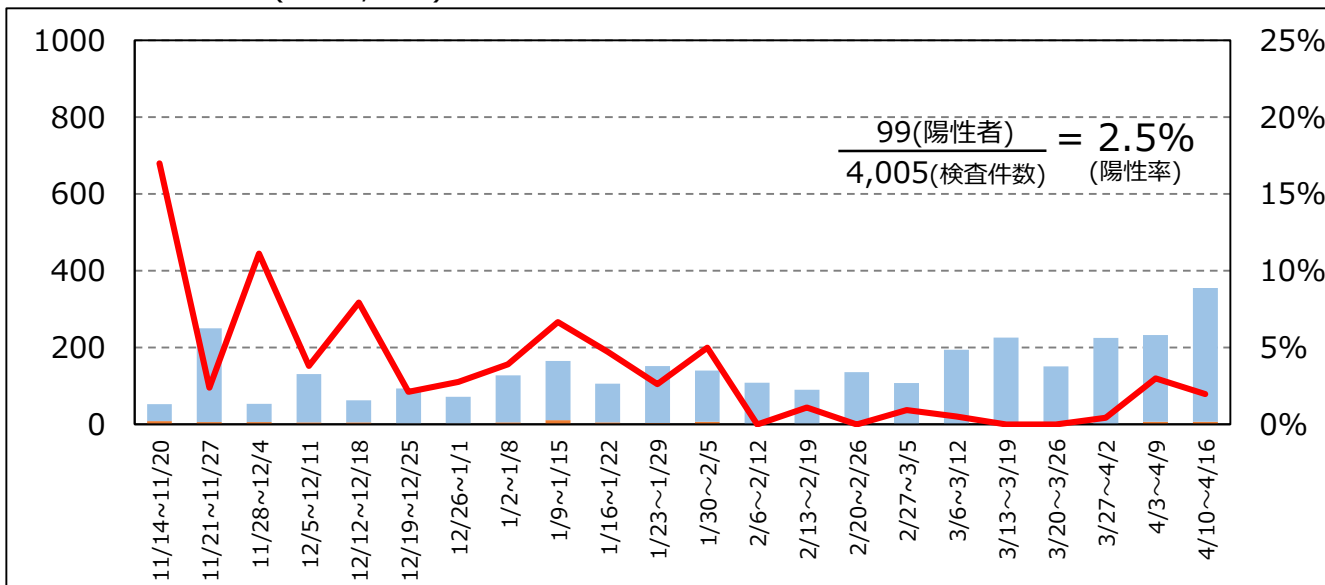


# 伊賀保健所管内検査件数・陽性率 (n=8,411)

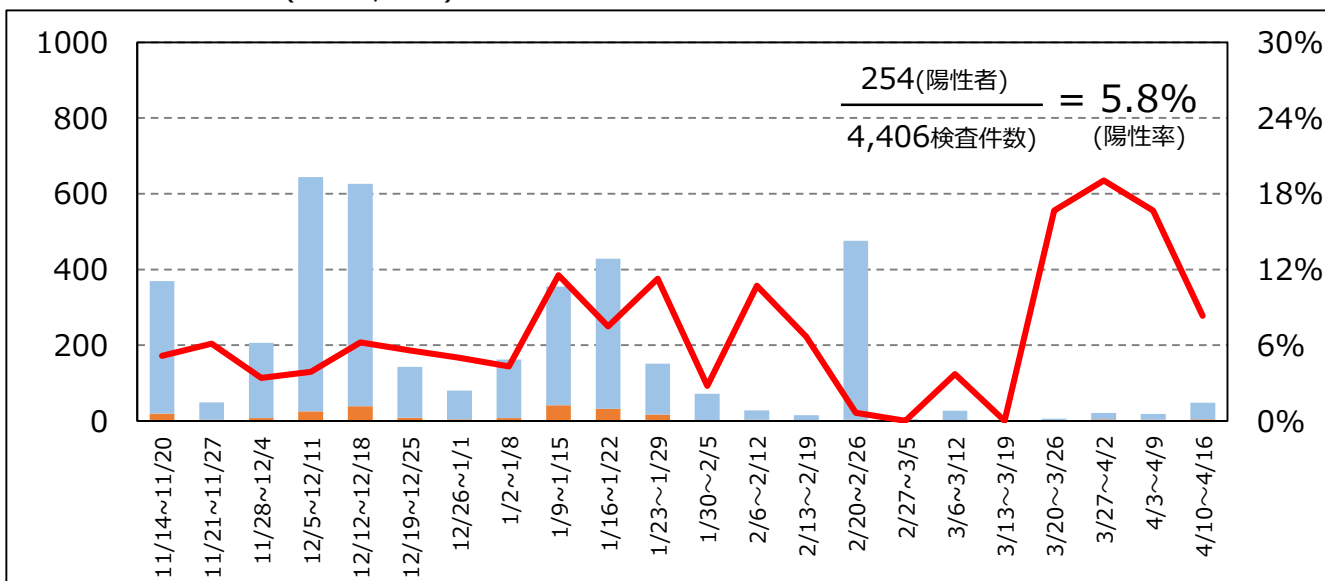
全体陽性率(n=8,411)



疑い例検査陽性率 (n= 4,005)

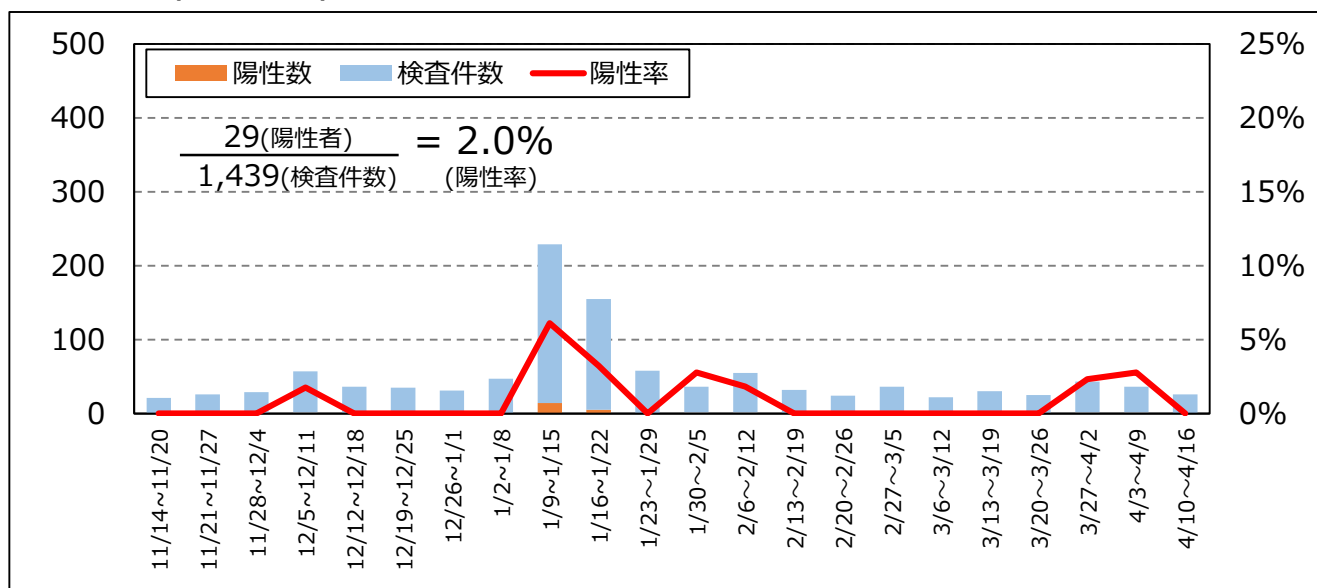


接触者検査陽性率 (n= 4,406)

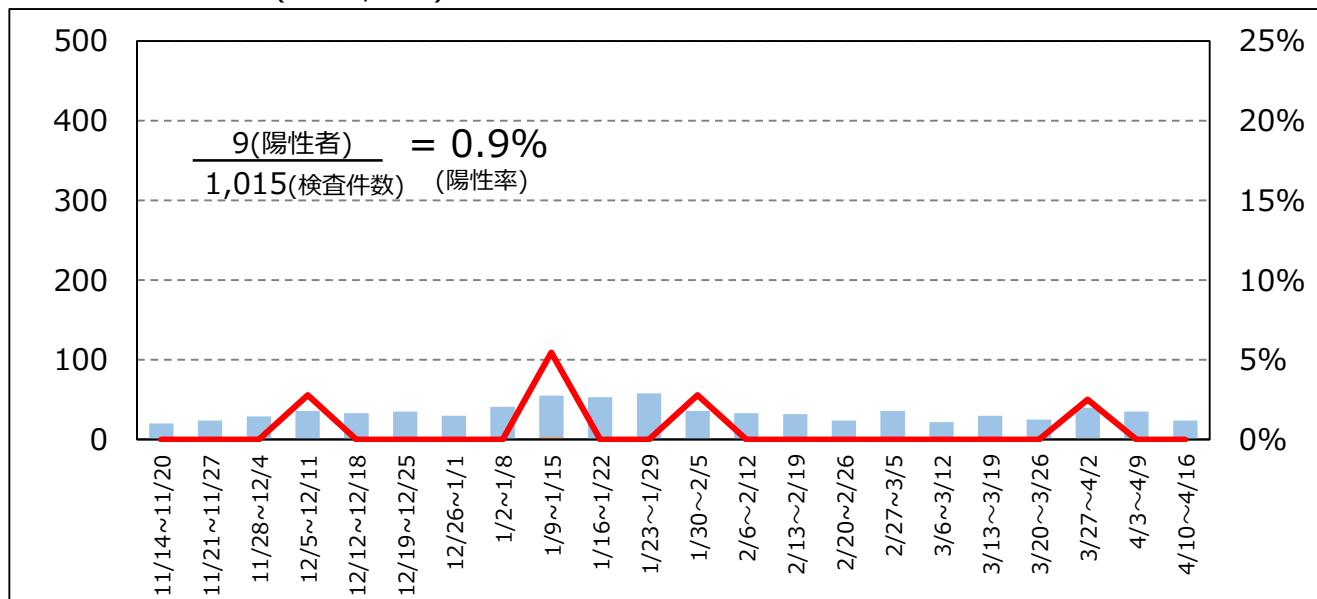


# 尾鷲保健所管内検査件数・陽性率 (n=1,439)

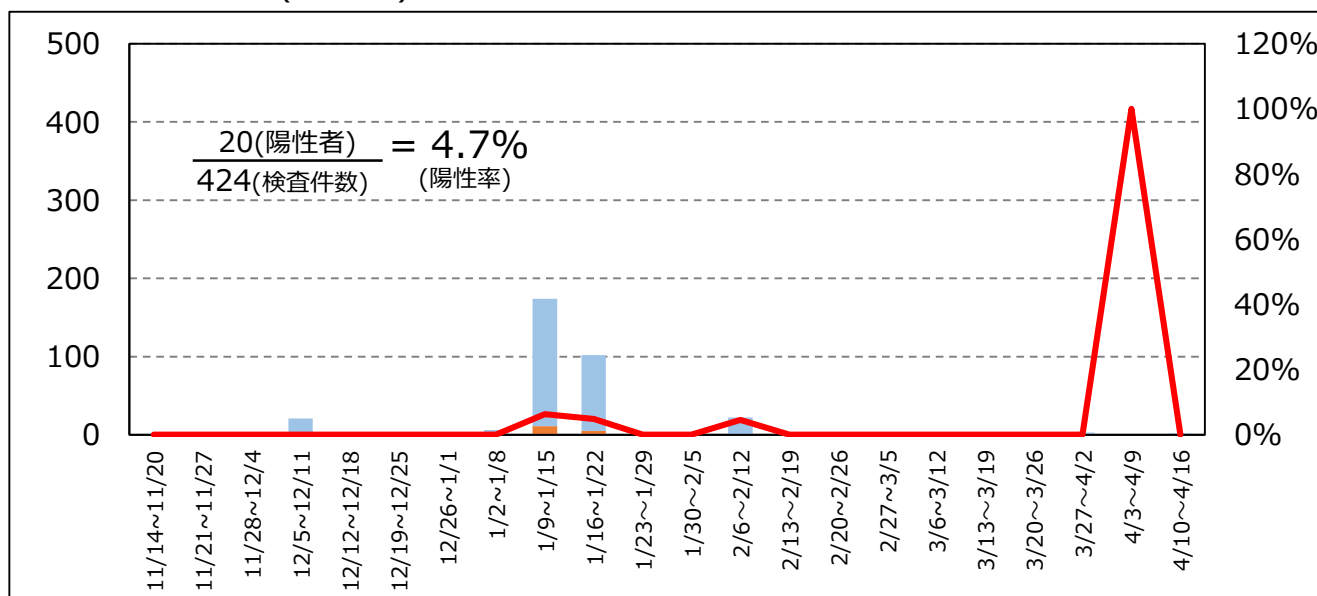
全体陽性率 (n=1,439)



疑い例検査陽性率 (n= 1,015)

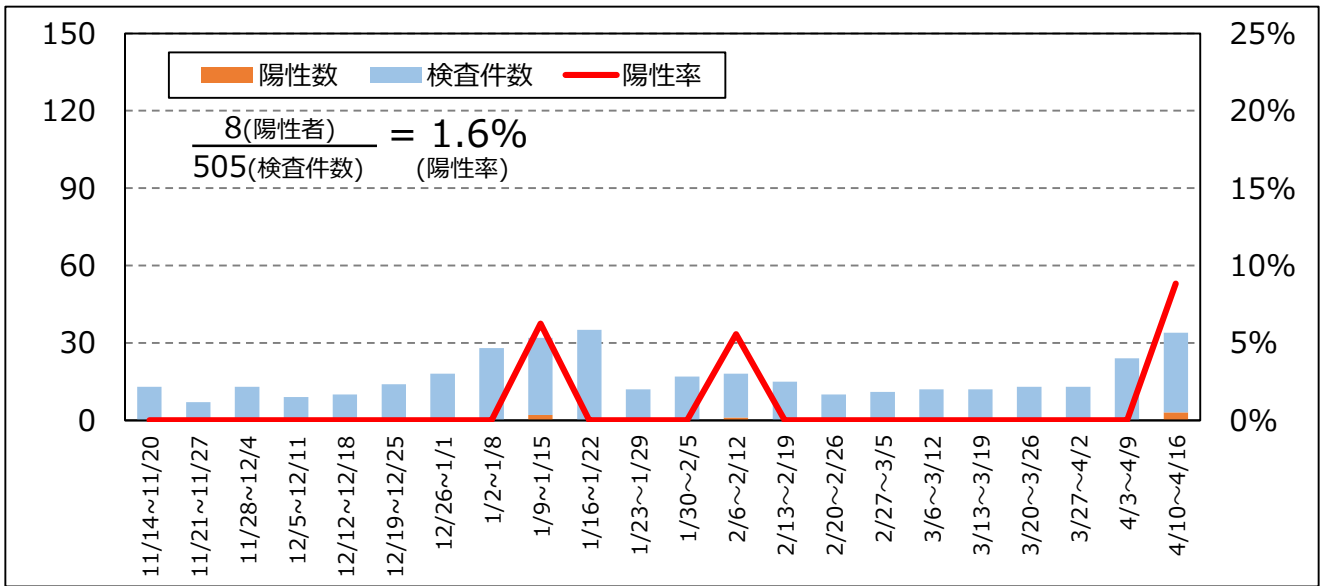


接触者検査陽性率 (n=424)

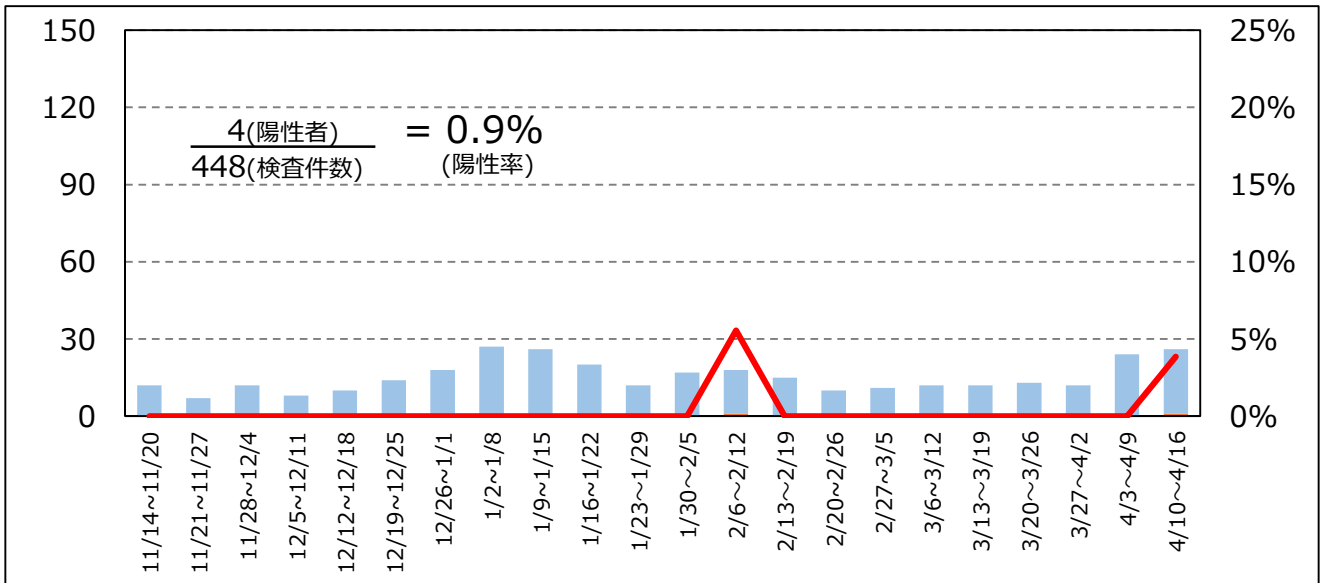


# 熊野保健所管内検査件数・陽性率 (n=505)

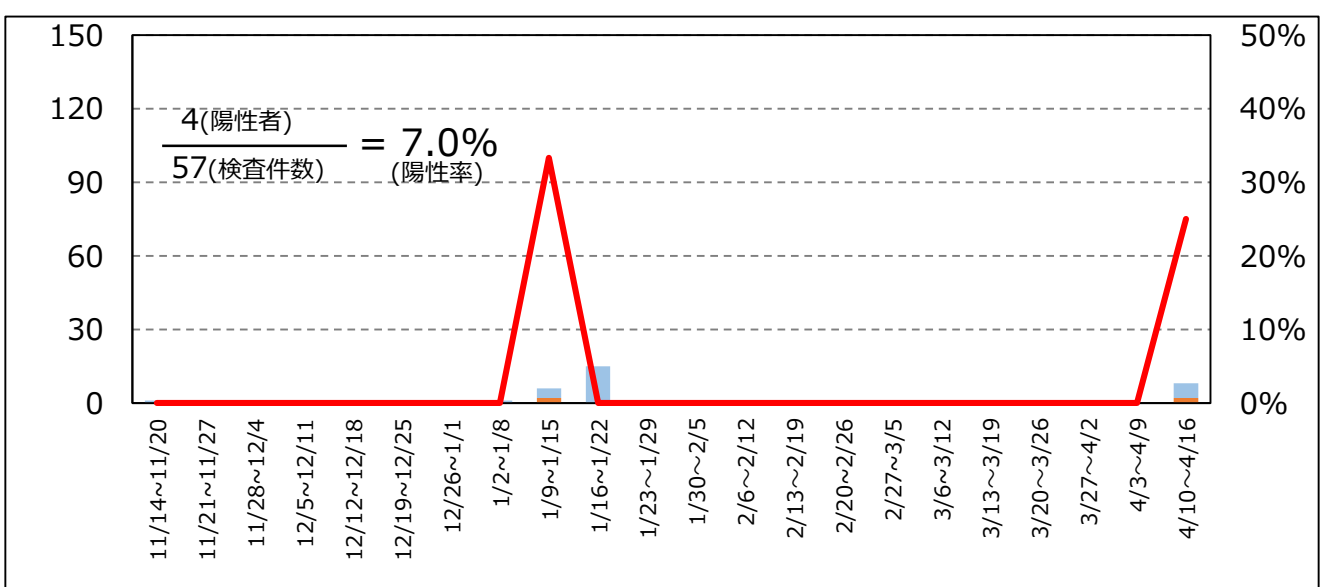
全体陽性率(n= 505)



疑い例検査陽性率 (n= 448)



接触者検査陽性率 (n= 57)



# 三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」改定版

4月以降、感染者数が高い水準で推移し、感染者数の増加と併せて重症者が増加、重症者用病床の占有率が20%を超えるとともに、変異株による感染者が増加するなどこれまでとは異なる局面を迎える中、第3波の教訓もふまえ、最大限の警戒感をもって感染防止対策に取り組むため、4月19日に“緊急警戒宣言”を発出しました。

県外における感染、寮や懇親会なども含む事業所における感染、外国人住民の方の感染が多数発生といった傾向を受け、県民、事業者の皆様には様々な協力を要請するとともに、県としても病床・宿泊療養施設の確保やまん延防止のための取組などを進めてきました。

しかしながら、直近で公表した変異株検査の結果において約95%が変異株であることが判明し、従来株から変異株への置き換わりが進んでいます。変異株は感染力が強く、重症化しやすいとされており、変異株の脅威に対する警戒感をさらに強める必要があります。

また、新規感染者数についても、4月21日には、過去最多となる57人となり、翌日には68人、4月24日には72人となるなど急激に感染者が増加しています。

重症者の急増により、医療機関においては、人員、設備など様々な面で負担が増大し、一般医療にも影響が及びつつある極めて危機的な状況です。最大の懸念であった重症者もさらに増加し、重症者用病床占有率は一時30%を超え、高い水準が続いています。

また、県外においても近隣の京都府、大阪府、兵庫県や東京都において、新たに緊急事態宣言が発出されるとともに、生活文化圏を共有する名古屋市に続き、岐阜県においてもまん延防止等重点措置を政府に対し要請することを決定するなど県外においても感染状況の悪化が続いています。

こうした状況に鑑み、まん延防止等重点措置を先取りした措置を県独自で行うなど、できる限りのあらゆる対策を「オール三重」で講じ、何としても感染拡大を阻止するため、“三重県緊急警戒宣言”を抜本的に強化します。

## 1. 特にお願いしたい感染防止対策

「三重県指針」ver.10におけるお願いに加え、特に以下の感染防止対策の徹底をお願いいたします。

### (1) 県民の皆様へ

#### ① 移動の自粛

○ 県境を越える移動は、生活の維持に必要な場合を除き、避けてください。

#### 【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

○ 県外への通勤についても、可能な限り在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得などにより、往来の機会の低減をお願いします。

○ 県外へ帰省される場合は、感染が特に拡大している地域<sup>1</sup>への帰省は避けていただき、それ以外の地域に帰省される場合は、帰省前から感染防止対策を徹底いただき、体調が悪い場合は移動を避けてください。

○ イベントや集客施設など不特定多数の人が集まる場に行くことは慎重に検討してください。

<sup>1</sup> 緊急事態宣言対象区域、まん延防止等重点措置対象区域、飲食店等への営業時間短縮要請がなされているエリア

### <新たな要請>

- 県内の移動については、必要性、安全性を慎重に検討し、移動先が「『密』となる」など感染リスクが高くなる場合は移動を避けていただくとともに、やむを得ず移動が必要な場合は、感染防止対策を徹底してください。  
また、混雑している場所や時間、感染対策が徹底されていない飲食店の利用は避けていただくようお願いいたします。

### ②感染防止対策の徹底

- 「大人数や長時間におよぶ飲食」といった場面は、感染のリスクが高まりますので、同居家族以外の方との飲食は少人数・短時間とし、2次会などは避けてください。  
また、少人数、短時間の飲食であっても、特に飛沫感染に注意するなど感染防止対策を徹底してください。 **【特措法第24条第9項に基づく協力要請】**
- 体調に異変を感じた場合は、出勤や通学などの外出や人との接触を避けるとともに、家庭内でも家族とは別室で過ごす、マスクを着用するなど対策をお願いします。併せて、早期にかかりつけ医等身近な医療機関に相談してください。かかりつけ医が無い場合や相談先に迷う場合は、「受診・相談センター」に相談してください。

### <新たな要請>

- 飲食店以外においても、大人数や長時間となる飲食は感染リスクが高まります。路上や公園での大人数・長時間となる飲食は避けてください。  
また、大人数・長時間となるバーベキューは感染リスクが高まりますので、感染防止対策が徹底できない場合は避けてください。

### (2) 県外の皆様へ

- 生活の維持に必要な場合を除き三重県への移動を避けていただくようご協力をお願いします。
  - 感染が特に拡大している地域からの帰省については避けていただくよう協力をお願いします。それ以外の地域から帰省される場合は帰省の前から感染防止対策を徹底いただき、体調が悪い場合は移動を避けてください。
- ※県民の皆様におかれましては、こうした要請を県外のご家族やご友人にお伝えください。

### (3) 事業者の皆様へ

- 食事や休憩、勤務後の懇親会など「居場所の切り替わり」の場面、寮における共同生活など勤務時間外も含め、従業員に対し、感染防止対策について周知・徹底してください。併せて、体調不良の場合に直ちに帰宅させ、受診を勧めるなど従業員の健康管理や、事務所や工場のみではなく食堂や休憩所、喫煙室なども含めた感染防止対策を徹底してください。 **【特措法第24条第9項に基づく協力要請】**
- 飲食店においては、これまでも感染防止対策を徹底していただいているところですが、改めて、感染拡大予防ガイドラインを遵守いただき、「アクリル板の設置または座席間隔の確保」、「手指消毒の徹底」、「マスク着用の呼びかけ」、「換気の徹底」などの対策を徹底してください。 **【特措法第24条第9項に基づく協力要請】**
- 特にカラオケ等の歌唱を伴う飲食店や接待を伴う飲食店については、これまでもクラスターが発生しており、仮に感染者が発生した場合に迅速に接触者を特定し、感染拡大を防ぐため、利用者名簿の作成など連絡先の把握をお願いします。



- 飲食店やイベントにおいては、可能な限り利用者の連絡先の把握や「安心みえるLINE」の活用促進をお願いします。
- 外国人生徒のいる教育機関や外国人を雇用する事業者等の皆様におかれましては、生活様式や文化の違いなども考慮した感染防止対策等について外国人の方への丁寧な周知をお願いします。多言語や、やさしい日本語での感染防止対策等の情報については、三重県ホームページ<sup>2</sup>、三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」<sup>3</sup>や、厚生労働省<sup>4</sup>、内閣官房ホームページ<sup>5</sup>などにも掲載されていますので、参考としてください。

**【特措法第24条第9項に基づく協力要請】**

- 感染が特に拡大している地域との出張などによる往来については、移動の必要性について今一度検討し、オンライン会議等の活用をお願いします。
- ローテーション勤務や時差出勤、自転車通勤、オンライン会議ツールの活用等、接触機会低減の取組に加え、在宅勤務（テレワーク）の推進により、地域や業務の特性もふまね可能な限り出勤者の5割以上の削減に取り組んでください。
- イベントを主催される方におかれましては、ゴールデンウィーク期間中も含め、参加人数の制限や入場整理など「三重県指針」ver.10における開催基準の遵守や感染防止対策の徹底をお願いします。
- 大規模小売店や商業施設において、ゴールデンウィーク期間中に集客イベントを実施する場合は、人数制限等、感染防止対策の徹底をお願いします。

**<新たな要請>**

- これまでになく厳しい感染状況の中、少しでも感染の入口となる場面を減らし、確実に県内全域で感染拡大を食い止めるため、県内の飲食店<sup>6</sup>において、営業時間を20時までとさせていただくよう要請します。（20時から翌日5時までには営業を行わないよう要請します。）

また、要請への協力状況を確認するため、現地調査を行いますのでご協力をお願いいたします。

**【特措法第24条第9項に基づく協力要請】**

- なお、時短要請に全面的にご協力いただいた県内の飲食店を対象に、協力金を支給します。
- 飲食店においてカラオケ設備のある店舗においては、昼夜を問わず、感染防止対策が徹底できない場合は、カラオケの利用を控えてください。
- 商業施設をはじめ集客施設においては、入店時や店内における距離の確保など利用者の整理・誘導、発熱している方や感染防止対策（マスク、手指消毒など）を行わない方の入場を避けていただくといった対策もお願いします。
- 特に1,000㎡を超える物品販売業を営む店舗など大規模な集客施設においては、人流を減少させるため、営業時間の短縮など可能な限りの対策をご検討いただくようお願いいたします。

<sup>2</sup> 三重県ホームページ「外国人住民のみなさまへ For foreign residents」(<https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/covid19info-jp.htm>)

<sup>3</sup> 三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」(<https://mieinfo.com/ja/>)

<sup>4</sup> 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について ([https://www.\\*\\*\\*\\*\\*.jp/](https://www.*****.jp/))

<sup>5</sup> 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策 (<https://corona.go.jp/>)

<sup>6</sup> 食品衛生法の飲食店営業許可、喫茶店営業許可を受けている店舗。宅配、テイクアウトのみの店舗、ネットカフェなど夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外。

## 2. 偏見や差別の根絶について

感染された方やそのご家族、仕事や通勤等やむを得ない事情で県外から来県される方、治療にあたっている医療従事者、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方が差別や偏見にさらされることのないよう、偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。

以上について、5月11日(火)までを協力要請期間とします。

なお、感染状況が早期に改善した場合は、期限を待たず解除します。

## 3. 三重県が実施する対策

### (1) 医療提供体制

#### ① 病床・宿泊療養施設の確保

- ・医療機関の負担軽減を図るため、宿泊療養施設を4月中に145室まで増やすとともに、5月中に新たな施設を確保し、宿泊療養体制を強化
- ・宿泊療養施設への入所については、地域の感染状況に応じて一定の条件を満たす場合には、直接入所を可能とするなど、宿泊療養施設のさらなる活用を推進
- ・増加傾向にある重症患者について、関係医療機関に対し受入体制の整備を依頼
- ・医療機関との継続的な調整により、現在は392床の病床を確保しているところ、4月下旬から5月上旬にかけて更なる病床の確保を行う。
- ・患者受け入れ病院の負荷軽減のため、関係団体等と連携し回復患者の受け入れを行う後方支援病院等の確保に取り組む。

#### ② ワクチン接種体制の整備

- ・医療従事者等への接種について、引き続き県内各地域の病院、医師会、関係団体、市町等と連携し、接種が円滑かつ迅速に進むよう支援を実施
- ・高齢者を対象とした住民接種について、円滑にワクチン接種できるよう、引き続き実施主体となる市町への支援を実施
- ・県民の皆さんが安心してワクチンを接種できるよう、新型コロナウイルスワクチンポータルサイト等で、ワクチンに関する情報を発信するとともに、ワクチン接種に関する相談窓口を開設

「みえ新型コロナウイルスワクチン接種ホットライン」

電話 059-224-2825 午前9時～午後9時

「みえ外国人コロナワクチン相談ダイヤル」(多言語対応)

電話 080-3123-9173 午前9時～午後5時(月曜～金曜、日曜)

### (2) まん延防止

#### ① 検査体制の強化

- ・従来型に比べて感染力が強いとされる変異株による感染拡大を防ぐため、接触機会等の感染経路の特定に至るまでであっても、感染者が発生した集団等との関連性が疑われる他の集団等に対して、早期に戦略的かつ機動的に検査できるよう体制を強化。

- ② 集団感染時のリスクが高い高齢者施設や医療機関等の従事者を対象とした社会的検査を新たに実施する。

### ③クラスター発生時の早期介入

- ・クラスターの発生場所が多様化しており、感染力の強いとされる変異株による感染者が含まれる事例もみられることから、感染状況をモニタリングし、早期探知によるクラスターの封じ込め対策を実施
- ・保健所や厚生労働省クラスター対策班と連携した、封じ込め対策の立案や感染経路の解明

### ④変異株スクリーニング検査

- ・変異株に的確に対応するため、県保健環境研究所において、陽性を確認した検体すべてについて変異株のスクリーニング検査を実施

### ⑤外国人住民への周知・啓発及び多言語支援

- ・言葉の壁等により情報が届きにくい外国人住民の方々に対しては、情報がしっかりと伝わるよう、市町と情報共有を図り注意喚起に取り組むとともに、多文化共生に関わる市民団体と連携し、団体が持つ知見やネットワークを活用して啓発を実施
- ・感染者発生時には迅速に通訳派遣を行うなど、感染者の不安解消や感染拡大防止に多言語で対応

## (3) 事業者支援

### ①飲食店等の感染防止対策の確認・安心利用のための認証制度の創設

- ・新たに開業を予定している飲食店等や、接待を伴う飲食店等クラスター発生リスクの高い約 900 施設を対象に、ガイドラインの遵守状況など感染防止対策の現地確認および啓発を実施(4月26日から実施)。
- ・県民が安心して飲食店等を利用できるよう、現地確認を含めた感染防止対策に関する認証制度を創設し、5月中にも取組を開始

### ②更なる感染防止対策に取り組む事業者への支援

- ・顧客や従業員の感染防止に向けて対策を行っている事業者が、さらに有効な対策を行えるよう、5月中にも感染防止対策のアドバイザー派遣や必要な感染対策の取組支援を実施

## 4. まん延防止等重点措置の要請

感染拡大を徹底して食い止めるため、4月25日に開催した三重県まん延防止等重点措置対策検討会議における有識者の意見もふまえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第6項に基づき政府対策本部長に対し、「まん延防止等重点措置」の適用を要請する方向で、岐阜県とも連携し、政府と協議を行っていきます。対象とする区域については、感染者の増加が著しい四日市市をはじめ、感染状況や医療提供体制、生活圏を考慮し、政府との調整を進めていきます。

本県においては、感染者の増加傾向が続く中、重症者が急増し、大変厳しい状況にあります。「三重県緊急警戒宣言」により強く感染防止対策をお願いした後も、これまでを超える多くの感染者が発生しています。これからゴールデンウィークを迎える中、大変心苦しい限りですが、医療提供体制を維持し、皆様の命と健康を守るため、強い措置をお願いすることといたしました。

感染が急拡大している今、確実に感染拡大を食い止めるため、ご不便をおかけいたしますが、県民、事業者の皆様には、引き続き一緒に取り組んでいただくようお願いいたします。

令和3年4月26日

三重県知事 鈴木 英敬

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた  
『三重県指針』 ver. 1.0

～県民の皆様へ 命と健康を守るために～

令和3年4月5日

(令和3年4月26日一部改訂)

三重県

## はじめに

三重県「緊急警戒宣言」を3月7日(水)までで終了し、その後、3月22日(月)には感染者の公表数がゼロになるなど、感染状況は改善傾向を維持していました。

しかしながら、3月中旬以降、全国的に感染者数は増加傾向となり、政府は4月1日に、特に感染が急速に拡大している宮城県(仙台市)、大阪府(大阪市)、兵庫県(神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市)を、緊急事態宣言の前段階に相当する「まん延防止等重点措置」の区域として指定しました。県内においても、3月下旬以降、感染者数が増加し20人を超える日も多く見られるなど予断を許さない状況となっています。

直近の感染状況を見ますと、卒業や転勤に伴う歓送迎会など、年度の切り替わりによる会食の場において感染が拡大したと思われる事例が増加傾向にあります。また、年齢層別に見ますと20歳代以下の若い世代が顕著に増加傾向にあります。変異株の感染者も多数発生しており、昨日時点で53事例が確認されています。

このような現状をふまえ、県民・事業者の皆様へのお願いを「三重県指針」ver.10として取りまとめました。

「三重県指針」ver.10の適用期間については、イベント開催の取扱いについて、国から改めて示されるため、令和3年4月5日(月)から4月30日(金)までとさせていただきます。県内外の感染状況や政府の方針などをふまえ、必要があれば適宜見直しを行います。

**※国から示されたイベント開催の取扱いが令和3年5月11日(火)までとされていることから本指針の適用期間についても、同日までとします。**

大人数や長時間となる飲食の場での感染拡大や、高等教育機関等に関係する若者の間でのクラスター発生などをふまえ、特に次の対策について、改めて新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項により協力を要請させていただきます。これまでも繰り返し感染防止対策の徹底についてお願いさせていただいていることではありますが、ここで感染拡大を食い止めることができなければ、さらに強い措置を講じざるを得ない状況に至るおそれもありますので、何卒ご協力いただきますようお願いいたします。

県民の皆様におかれましては、特に歓送迎会や新歓コンパなど、大人数や長時間となり感染リスクが高まる会食の場への参加は、避けていただくようお願いいたします。

高等教育機関等の皆様におかれましては、大人数や長時間におよぶ会食の場を避けるなど、学外での行動も含めた対策について、学生に対し周知・徹底をお願いいたします。

事業者の皆様におかれましては、食事や休憩、勤務後の懇親会といった「居場所の切り替わり」における感染防止対策の徹底とともに、勤務時間以外でも、大人数や長時間となる懇親会は避けるよう注意喚起をお願いいたします。

あわせて、万が一感染者が発生した場合には、接触者調査や検査について、ご協力をお願いします。

県外に由来する感染が増加傾向にあり、地域では北勢・中勢地域といった県外との往来が比較的多い地域で増加傾向が見られます。

今回「まん延防止等重点措置」の対象区域とされた、宮城県(仙台市)、大阪府(大阪市)、兵庫県(神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市)や、名古屋市・京都市・首都圏1都3県など飲食店等への営業時間の短縮要請が行われているエリアへは、生活の維持に必要な場合を除き移動は避けてください。

その他のエリアについては、移動先の感染状況や移動に関する方針等をよくご確認いただき、移動の必要性について今一度立ち止まって慎重に検討し、可能な限り控えてください。また、体調が悪い場合は移動を避けていただくようお願いします。

家庭内感染の割合も高い水準で推移しています。新年度を迎え、これから新学期が始まりますが、家庭内で感染が広がると、児童・生徒から学校へと、さらに感染が広がる恐れもあります。家庭内に「持ち込まない」、家庭内で「広げない」ため、家庭内では基本的な感染防止対策を徹底していただくとともに、少しでも体調に異変を感じた場合には、外出を控えるとともに、なるべく家庭内でも家族とは別室で過ごす、マスクを着用するなどの対策をとっていただき、早期にかかりつけ医等にご相談いただくようお願いいたします。

県内の感染状況を的確にとらえ、医療提供体制への負荷を把握し迅速に対応するため、これまでも県独自の指標を設定してモニタリングを行ってきましたが、1年以上にわたる新型コロナウイルスとの戦いから得られた三重県の感染の傾向や、政府分科会が示す指標をふまえ、感染拡大の状況を的確にとらえて適時に対策がとれるよう、感染状況の段階ごとに判断基準となる指標とその目安について決めました。

もちろん、今後さらに得られる知見や、変異株の出現、ワクチン接種の進捗といったさまざまな状況から、この指標は状況に応じた見直しも必要と考えています。また一時的にどれかの項目を上回ったことをもって直ちに対策を強めるものではなく、感染状況を総合的に勘案した上で適切な対策を講じていきます。

繰り返しになりますが、戦うべき相手はウイルスであり、私たちの隣人ではありません。感染された方やそのご家族、クラスター発生施設やその関係者、医療従事者、県外から来県される方、外国人住民の方などに対する差別、誹謗中傷は絶対に行わないでください。

現在、数字の上では、第4波の入り口に立たされていると言わざるを得ません。この波を大きな波にさせないためには、現在の感染の傾向を的確にとらえ、的を絞って早期に強い対策を進めていく必要があります。

生活の中で気をつけるべきことは、基本的な感染防止対策の積み重ねです。変異株であっても同じ対策が有効です。これから新しい生活が始まるという方も多い中、心苦しいお願いとなりますが、改めて日常生活の中での感染防止対策をお願いします。

県としましても、感染拡大防止におけ全力で取組を進めてまいりますので、引き続き一緒に取り組んでいただくようお願いいたします。

令和 3 年 4 月 5 日  
三重県知事 鈴木 英敬

# 1. 県民の皆様へ

## (1) 感染防止対策の基本的な考え方

- 皆様ご自身、大切な家族や友人の“命と健康”を守るためには、まずは感染予防を行ったうえで“持ち込まないこと”“広げないこと”が大切です。
- 一人の人から多くの人に感染を拡大させるおそれがあることから、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような環境である「三つの『密』」（密閉空間・密集場所・密接場面）の回避、人と人との一定の距離の確保（2 m程度）が重要です。
- 新型コロナウイルスの一般的な感染経路の中心は、飛沫感染と接触感染であると考えられていることから、咳エチケットや石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒などの基本的な感染予防を徹底していただくとともに、十分な睡眠など体調管理が必要です。

## (2) 『新しい生活様式』の定着と感染防止対策の徹底

- 新型コロナウイルス感染症との長丁場の戦いを乗り切るため、政府専門家会議で示された「人との間隔は、できるだけ2 m（最低1 m）空ける」、「会話をする際は、可能な限り真正面を避ける」、「買い物は、1人又は少人数ですいた時間に」などの『新しい生活様式』（参考資料1）を取り入れ、感染症に強い生活様式を定着させてください。
- 家庭内で感染が広がると、職場や学校へとさらに感染が広がる可能性があります。家庭内に「持ち込まない」ために外出時は「密」を避け人との距離を確保する、家庭内で「広げない」ために帰宅後にまず手を洗うなど、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
- 特に高齢者や基礎疾患をお持ちの方は、感染防止対策の徹底をお願いします。また、家庭内であっても高齢者や基礎疾患をお持ちの方と会う際は、感染を広げないために、マスクの着用など感染防止対策をお願いします。
- 県内でも大人数や長時間におよぶ飲食などの『感染リスクが高まる「5つの場面」』に該当する環境において、感染が広がった事例が多数あります。特に、歓送迎会や新歓コンパなど「大人数や長時間におよぶ飲食」といった場面は感染のリスクが高まりますので、参加を避けてください。

（参考資料2『感染リスクが高まる「5つの場面」』参照）

### 【特措法第24条第9項に基づく協力要請】<sup>1</sup>

- 飲食の際には、なるべく普段一緒にいる人と、2次会は避けるなど深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量とし、箸やコップは使いまわさない、正面や真横は避けて座るなどの工夫をお願いします。
- 飲食店等の施設を利用する際は、施設の実施する感染防止対策にご協力いただくようお願いいたします。

<sup>1</sup> 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請のことを指します。

なお、特段の記載のない事項については、三重県感染症対策条例第11条第1項に基づき協力をお願いするものです。（「2. 県外の皆様へ」を除く）

- 大声やマスクなしの会話等は感染のリスクが高くなります。同居家族以外の人と会う際は、食事中の会話やカラオケなどの場合も含め、マスクの着用など対策をお願いします。
- 温度、湿度等適切な室内環境を維持しつつ、十分な換気（窓を常時少し開けておく、使用していない部屋の窓を大きく開けるなど）をお願いします。
- 感染拡大を防ぐために、体調に異変を感じた場合は、出勤や通学を避けるなど外出や人との接触を避けるとともに、家庭内でも家族とは別室で過ごす、マスクを着用するなど対策をお願いします。併せて、早期にかかりつけ医等身近な医療機関に相談してください。かかりつけ医が無い場合や相談先に迷う場合は、「受診・相談センター」に相談してください。
- 多言語のホームページでの情報発信や、「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo みえこ）」においても相談窓口を設置していますので、不安を感じた際は、ご相談ください。  
みえ外国人相談サポートセンター（MieCo みえこ）  
電話：080-3300-8077（平日及び日曜日 9:00～17:00）

### （３）移動について

- 緊急事態宣言が発出されている都道府県やまん延防止等重点措置<sup>2</sup>及び飲食店等への営業時間短縮等の要請がなされているエリア<sup>3</sup>へは、生活の維持に必要な場合を除き、移動を避けてください。【特措法第24条第9項に基づく協力要請】
- 上記以外の都道府県への移動については、移動先の感染状況や移動に関する方針等をよくご確認いただき、必要性について今一度立ち止まって慎重に検討し、可能な限り控えてください。また、体調が悪い場合は移動を避けてください。  
※全国の感染状況として、1週間の感染者数が人口10万人あたり2.5人を超える都道府県を三重県新型コロナウイルス感染症特設サイトに掲載しています。  
<https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm>
- 県内での移動の際は『新しい生活様式』を実践するとともに、特に『感染リスクが高まる「5つの場面」』においては感染防止対策を徹底してください。

### （４）「安心みえるLINE<sup>4</sup>」、「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）<sup>5</sup>」の活用

- 「安心みえるLINE」や「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」は、感染の可能性をいち早く知ることができるなど、感染拡大防止につながることを期待されます。「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をインストールしていただくとともに、訪問した施設等に「安心みえるLINE」のQRコードが掲示されている場合は、そのQRコードを読み込んでください。

<sup>2</sup> 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置区域についてはホームページ等でご確認ください。  
<https://corona.go.jp/>（内閣官房新型コロナウイルス感染症ホームページ）

<sup>3</sup> 要請の詳細は移動を予定されている都道府県の情報をご確認ください。

<sup>4</sup> 「安心みえるLINE」は、施設・イベント等において掲示されたQRコードを利用者が読み込んで登録することにより、感染拡大の可能性のある場合に登録者に通知するシステムです。

<sup>5</sup> 「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」は、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について通知を受け取ることができる、国が提供するスマートフォンのアプリです。



## 2. 県外の皆様へ

### (1) 移動について

- 緊急事態宣言が発出されている都道府県やまん延防止等重点措置及び飲食店等への営業時間短縮等の要請がなされているエリアにお住まいの方については、生活の維持に必要な場合を除き三重県への移動の自粛についてご協力をお願いします。
- その他の地域にお住まいの方についても、お住まいの都道府県の移動に関する方針等にご留意いただき、必要性について今一度立ち止まって慎重に検討し、可能な限り移動を控えてください。また、体調が悪い場合は移動を避けるとともに、高齢者や基礎疾患のある方と会う場合は家庭内であっても、マスクの着用をお願いします。

## 3. 事業者の皆様へ

### (1) 基本的な感染防止対策の徹底

- 感染防止対策として咳エチケットや手洗い、消毒等の徹底に加え、「三つの『密』」の回避、人と人との距離の確保等、事業所内の感染防止対策を徹底してください。
- 普段から従業員の健康管理に留意するとともに、従業員が体調不良を申し出やすい環境づくりや、体調不良の従業員は早期に帰宅させ、受診を勧めるといった「広げない」ための対策をお願いします。
- 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤、オンライン会議等のツールの活用等により、「三つの『密』」を回避し、感染防止対策と社会経済活動の両立を図ってください。
- 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインや参考資料3（事業所における感染防止対策）等により、感染防止対策を徹底するとともに、感染防止チェックシートを店舗内に掲示したり、ホームページ上に公開したりするなど、感染防止対策を講じていることが利用者に伝わるよう努めてください。
- 県内や全国でクラスターが発生しているような施設においては、改めて感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底するとともに、従業員や利用者への注意喚起を行ってください。
- 医療機関、社会福祉施設においては、引き続き感染防止対策を徹底いただくとともに、特に施設内へ「持ち込まない」「広げない」ことを意識した対策を行ってください。  
**【特措法第24条第9項に基づく協力要請】**
- 高等教育機関等において、懇親会や寮生活、部活動、課外活動などでクラスターとなった事例がみられます。若年層においては、感染しても無症状の場合が多いことから、感染を早期に発見することが難しく感染が広がる場合があります。そのため、高等教育機関等においては、「大人数や長時間となる飲食」の場を避けるなど学外での行動も含めた感染防止対策について、学生に対し周知・徹底をお願いします。また、仮に感染者が発生した場合には、接触者調査や検査に積極的にご協力いただくとともに、調査等への協力についても、学生への周知・徹底をお願いします。  
**【特措法第24条第9項に基づく協力要請】**
- 食事や休憩、勤務後の懇親会など「居場所の切り替わり」の場面における感染がこれまでに発生していることから、事務所や工場などでの感染防止対策に加え、食堂、休憩所、喫煙所などにおいても感染防止対策を徹底してください。勤務時間以外でも、「大人数や長時間となる飲食」の場となる懇親会を避けるなど感染防止対策を

徹底するよう従業員に対し周知・徹底をお願いします。

また、仮に感染者が発生した場合には、接触者調査や検査に積極的にご協力いただくとともに、調査等への協力についても、従業員への周知・徹底をお願いします。

**【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】**

- 温度、湿度等適切な室内環境を維持しつつ、十分な換気をお願いします。
- 入学式や研修会等の行事を実施する場合は、人と人との間隔を十分に確保できる座席配置をはじめ、感染防止対策の徹底をお願いします。
- 外国人生徒のいる教育機関や外国人を雇用する事業者等の皆様におかれては、感染防止対策等について外国人の方への丁寧な周知をお願いします。多言語ややさしい日本語での感染防止対策等の情報については、三重県ホームページ、三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」や、厚生労働省、内閣官房ホームページなどにも掲載されていますので、参考としてください。
  - 三重県ホームページ「外国人住民のみなさまへ For foreign residents」  
(<https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/covid19info-jp.htm>)
  - 三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」(<https://mieinfo.com/ja/>)
  - 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について  
([https://www.\\*\\*\\*\\*\\*.jp/](https://www.*****.jp/))
  - 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策 (<https://corona.go.jp/>)

**(2) 「安心みえる LINE」、「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」の活用**

- 不特定多数の方が訪問される施設、店舗や、イベントを実施される場合は「安心みえる LINE」にご登録いただき、店舗、会場等にQRコードの掲示をお願いします。
- 従業員、利用者等に対し、「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」の活用について周知いただくようお願いします。

## 4. イベントにおける感染防止対策

イベントの開催制限等については、令和2年12月1日から令和3年5月11日までの適用とします。5月1日以降の取扱いについては、国の方針をふまえて改めましてお示しします。

### (1) イベント参加者の皆様へ

- 「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をイベント参加前にインストールしていただくようお願いします。また、イベント会場において「安心みえるLINE」のQRコードの掲示がある場合は読み込んでいただくようお願いします。
- イベント主催者から感染拡大防止を目的とした連絡先登録等の求めがある場合には積極的に応じてください。
- イベントに参加する際は、原則マスクを着用し、『新しい生活様式』に基づく行動を徹底するほか、入退場時、休憩時間や待合場所を含め「三つの『密』」の環境を避け、その環境での交流等を控えてください。
- 主催者の存在しない季節の行事（花見等）に参加する場合は、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、不特定多数が密集する、大声の発声を伴う可能性が高いと考えられる場合は、参加を控えてください。また、街頭や飲食店での大量または長時間・深夜にわたる飲酒、飲酒後の行事への参加は控えてください。

### (2) イベント主催者及びイベントを開催する施設管理者の皆様へ

#### ① イベント開催の目安

開催規模について、(ア) (イ) の人数のいずれか小さい方を限度とします。

#### (ア) 人数上限の目安

(ア) 人数上限	(イ) 収容率	
○収容定員 10,000 人超 ⇒収容定員の 50%	<b>大声での歓声・声援等がない</b> ことを前提としたイベント (クラシック音楽コンサート、 演劇、展示会等)	<b>大声での歓声・声援等が想定</b> されるイベント (ロック、ポップコンサート、 スポーツイベント等)
○収容定員 10,000 人以下 ⇒5,000 人	<b>100%以内</b> 収容定員がない場合は最低限人と人が 接触しない程度の間隔を空ける	<b>50%以内</b> 収容定員がない場合は十分な間隔 (1m以上) を空ける

○イベント主催者及び施設管理者の双方が「別紙1『感染防止のチェックリスト（イベント開催時の必要な感染防止策）』」の取組が記載された業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに則った対策を行い、かつ、その取組が公表されている場合は、

- ・収容定員が 10,000 人を超えるものについては、収容定員の 50%
- ・収容定員が 10,000 人以下のものについては、5,000 人

を参加人数の上限とします。

業種ごとの感染拡大予防ガイドラインが無い場合は、別紙1の取組を記載したガイドラインを作成、公表し、対策を行う場合に、上記参加人数を上限としてください。

## (イ) 収容率の目安

### ○大声での歓声、声援や歌唱等がないことを前提としたイベント

別紙1の取組が徹底されていることを前提として

- ・収容定員の100%を上限とします。
- ・固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合は、「密」となる状況が発生しないよう（最低限人と人が接触しない）間隔を空けてください。
- ・飲食を伴うイベントについては、下記「大声での歓声、声援や歌唱等が想定されるイベント」と同様の取扱いとしますが、イベント中の発声がないもので「別紙2『各種イベント例』」に記載の条件が担保される場合は大声等がないものとみなします。

### ○大声での歓声、声援や歌唱等が想定されるイベント

別紙1に留意し、感染防止対策が徹底されていることを前提として

- ・収容定員の50%を上限とします。
- ・固定席がある場合は座席を前後左右の1席は空けることとしますが、グループで参加している場合は、少なくともグループごと（5名以内）で前後左右の1席は空けてください。結果として50%を超えることもあります。
- ・固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合は、十分な間隔（1m以上）を空けることとしてください。

※大声での歓声、声援の有無については、これまでの開催実績における実態や類似のイベントにおける大声での歓声、声援等の有無により判断してください。具体的なイベント例については別紙2をご確認ください。

※入退場時や区域内での感染防止にかかる適切な行動の確保ができないイベントは、「②祭り、花火大会、野外フェスティバル等の開催」により取り扱ってください。

※（ア）（イ）について、それぞれの条件が満たされていない場合は、これまでと同様、参加人数5,000人以下かつ、屋内では収容率50%以内、屋外では人と人との距離を十分確保できる間隔（できれば2m）をとれる人数を上限とします。

## ②祭り、花火大会、野外フェスティバル等の開催

○地域で行われる盆踊り等、人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、（2）①にかかわらず、適切な感染防止対策（発熱等の症状がある者の参加自粛、「三つの『密』」の回避、行事の前後の「三つの『密』」の生ずる交流の自粛等）を講じたうえで開催していただくようお願いします。

○全国的に参加が見込まれる行事や、参加者や見物人の移動を伴う行事など、参加者の把握が困難なものについては、中止をご検討ください。ただし、区画あたりの人数制限、誘導人員の配置、飲食の制限、大声を出さないことの担保など別紙1⑮の取組が確実に実施され、入退場や区域内の行動管理が適切に行える場合については、開催可能とします。

○イベント参加者に対し、マスクの着用、こまめな手洗い、手指消毒など『新しい生活様式』に基づく行動を促すほか、入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある方は参加を控えていただくようにしてください。

- 入退場時、休憩時間や待合場所を含め「三つの『密』」の環境とならないよう、混雑時の誘導などにより、参加者が人と触れ合わない距離を確保してください。
- イベントの前後や休憩時間の交流も控えるよう呼びかけてください。
- 演者が発声する場合は、舞台から観客までの距離を2m以上確保してください。
- 感染が発生することを避けるため、換気を強化してください。
- 参加者名簿の作成等により、連絡先の把握に努めてください。
- 「安心みえるLINE」にご登録いただき、QRコードを会場等に掲示するとともに、イベント参加者に対し利用を呼びかけてください。併せて「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の活用も呼びかけていただくようお願いします。
- イベント開催にあたり感染防止対策などでご相談がある場合には、三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局にご連絡ください。

●三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

電話：059-224-2352 メール：kansenta@pref.mie.lg.jp

9:00～17:00 ※月～金（祝日除く）

## 5. 偏見や差別の根絶と事実に基づく冷静な対応

- 感染は自身や大切な家族にも起こりうることで、決して他人事ではありません。社会で差別的な出来事が発生していると、体調が悪くなった際に、差別を受けることが怖くて、我慢したまま日常生活を続けてしまうことにもなりかねず、結果としてウイルスを拡散させることにつながってしまいます。
- 県民の皆様への正しい情報提供の重要性に鑑み、勇気をもって情報を公開いただいた感染者やそのご家族、所属する企業・団体に対し、さらに個人を特定しようとすることや偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。
- 仕事や通勤等やむを得ない事情で県外から来県される方、治療にあたっている医療従事者、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方が差別や偏見にさらされることも絶対あってはならないことです。このような偏見や差別が生じないよう十分な配慮をお願いします。
- SNS等において事実ではない誤った情報が拡散されることにより、県民の皆様の生活に影響を及ぼす事態も発生していることから、根拠が不明な情報に基づく行動やそうした情報の拡散はしないようにご協力ください。
- 新型コロナウイルス感染症に関して、差別的な扱いを受けた、不当な差別を見かけたなど、人権問題と思われる場面に直面した場合には、以下の相談窓口にご連絡ください。

●三重県人権センター相談窓口 電話：059-233-5500

9:00～17:00 ※土日、祝日を含む毎日

●法務省（みんなの人権110番） 電話：0570-003-110

8:30～17:15 ※平日

## 6. モニタリング指標について

○県内で感染が拡大し、医療への負荷がかかることを防ぐため、PCR検査件数やPCR検査陽性率、新規感染事例数、新規感染者数、感染経路不明者数、入院患者数等を指標として、モニタリングを行っています。

感染拡大の状況を的確にとらえ、適時に対策がとれるよう判断基準となる主な指標とその目安について、感染状況の段階ごとに以下のとおりとします。

今後も、政府新型コロナウイルス感染症対策分科会から示された「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安」（以下、「政府指標」と併せ、政府指標に目安の数値が無いステージⅢとなるまでは県独自のモニタリング指標を活用し、必要な対策を検討していきます。

対策を実施する際には、ご理解とご協力をお願いします。

	注意レベル (県指標)	警戒レベル (県指標)	ステージⅢ※2 (政府指標)	ステージⅣ (政府指標)	
確保病床占有率	20%	30%	20%	50%	
重症者病床占有率	—	—	20%	50%	
人口10万人 あたり療養者数	—	—	15人	25人	
PCR陽性率	—	—	10%	10%	
直近1週間の 人口10万人あたり 新規感染者数 (直近1週間あたりの 新規感染者数)	4.0人 (70人/週)	8.0人 (141人/週)	15.0人 (266人/週)	25.0人 (443人/週)	
前週との比較	1.0倍	1.0倍	1.0倍	1.0倍	
感染経路不明割合	20%	30%	50%	50%	
対策区分(※1)	条例	特措法 条例	緊急警戒 宣言 (※3)	まん延 防止等 重点措置	緊急事態 宣言

※1 対策区分：「条例」は三重県感染症条例第11条第1項、「特措法」は新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請を行う。  
区分は目安であり感染状況等により要請内容を検討する。

※2 今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安の考え方

ステージⅠ…感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階（指標及び目安なし）

ステージⅡ…感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階（指標及び目安なし）

ステージⅢ…感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階

ステージⅣ…爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階

※3 「三重県指針」を緊急的に強化し、期間を定め県民、事業者の皆様強く協力要請を行うもの。

## 別紙 1 感染防止のチェックリスト（イベント開催時の必要な感染防止策）

1 徹底した感染防止等（収容率 50%超で開催するための前提）		
①	マスク着用の担保 （常時着用）	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、常時着用を求める *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売
②	大声を出さないこと の担保	・大声を出す参加者がいた場合、個別に注意等ができる *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が発声する場合、舞台から観客まで一定の距離を確保 （最低 2m）
2 基本的な感染防止等		
③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行う *大声を出す参加者がいた場合等、個別に注意等を行う *スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止する 等
④	手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保（グループとグループの間は 1 席（立席の場合は 1 m 以上）空ける） ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を 2 m 以上確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔確保（最低限、人と人とが触れ合わない程度の間隔）
⑨	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・収容率が 50% を超える場合、飲食可能エリア以外は原則自粛。ただし、発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定の要件を満たす場合に限り飲食可 ・休憩時間中及びイベント前後の飲食等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛

別紙 1 (続き)

⑩	参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置</li> <li>＊ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、十分周知している場合は払い戻し不要</li> </ul>
⑪	参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握</li> <li>・「安心みえるLINE」や接触確認アプリ(COCoA)の利用奨励</li> <li>＊アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入</li> </ul>
⑫	演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有症状者は出演・練習を控える</li> <li>・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる(接触が防止できないイベントは開催を見合わせる)</li> <li>・合唱等、発声する演者間での感染リスクへの対処</li> </ul>
⑬	イベント前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント前後の感染防止の注意喚起</li> <li>＊可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</li> </ul>
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、ホームページ等で公表</li> </ul>
3 イベント開催の共通の前提		
⑮	入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討</li> <li>＊来場者の区画を限定、管理した花火大会等は可</li> <li>ただし、以下の条件がすべて担保される場合に限る             <ul style="list-style-type: none"> <li>①身体的距離の確保(区画あたりの人数制限、適切な対人距離の確保等)</li> <li>②密集の回避(混雑状況のモニタリング・発信、誘導人員の配置、時差・分散措置を講じた入退場等)</li> <li>③飲食制限</li> <li>④大声を出さないことの担保</li> <li>⑤催物前後の行動管理</li> <li>⑥連絡先の把握</li> </ul> </li> </ul>
⑯	地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模イベントは、必要に応じ事前に都道府県と相談</li> <li>・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応</li> </ul>



## 別紙2 各種イベント例

### 大声での歓声・声援等がないことを前提としたイベントの例

音楽	クラシック音楽(交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等)、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート
演劇等	現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等
舞踊	バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等
芸能・演芸	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等
公演・式典	各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等
展示会	各種展示会、商談会、各種ショー

### 大声での歓声・声援等が想定されるイベントの例

音楽	ロックコンサート、ポップコンサート 等
スポーツイベント	サッカー、野球、大相撲 等
公営競技	競輪、競艇(競馬、オートレース)
公演	キャラクターショー、親子会公演 等
ライブハウス・ナイトクラブ	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント

※上記は例示であり、どちらに該当するかは、実際のイベントの内容や状況による判断となります。

※イベント中に飲食を伴うものについては、「大声での歓声・声援等が想定されるもの」とします。

### 【飲食を伴うものの発声がないイベント】(映画館における上映等)

別紙1『感染防止のチェックリスト(イベント開催時の必要な感染防止策)』に加え、以下の条件がすべて担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提に収容率の上限を100%とします。

- ・飲食時以外のマスク着用徹底のアナウンスと着用厳守
- ・イベント前後、休憩時など会話が想定される場面での飲食禁止
- ・十分な換気(二酸化炭素濃度 1,000ppm 以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が 30 m<sup>3</sup>/時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること)
- ・飲食時間の短縮(長時間の飲食が想定されうる場合は、飲食時間短縮のための措置を講ずるよう努める)

# 新しい生活様式 を身に付けて 感染症に強く持続可能な新しい三重県へ

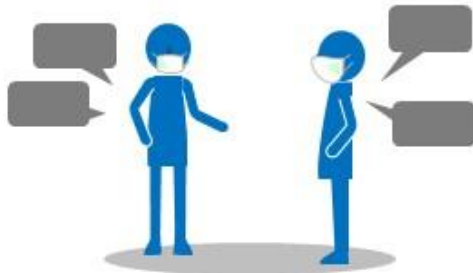
## (1) 一人ひとりの基本的感染対策

● 感染防止の3つの基本 ～身体距離の確保、マスクの着用、手洗い～

- ☑ 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)あける



- ☑ 会話をするときは、可能な限り真正面を避ける
- ☑ 外出時、屋内にいるときや会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は 症状がなくてもマスクを着用  
ただし夏場は熱中症に注意



- ☑ 家に帰ったらまず手や顔を洗う  
できるだけすぐに着替える シャワーを浴びる
- ☑ 手洗いは30秒程度かけて  
水と石けんで丁寧に  
(手指消毒薬の使用でもOK)



- ☑ 高齢者や持病のある方(重症化リスクの高い方)と会うときは、体調管理をより厳重に

## ● 移動に関する感染対策

- ☑ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える
- ☑ 地域の感染情報に注意する



- ☑ 万が一、発症したときのため、誰とどこで会ったかメモする  
接触確認アプリの活用も

## (2) 日常生活を営む上での 基本的な生活様式

- ☑ こまめに手洗い・手指消毒
- ☑ 咳エチケットの徹底 ☑ 身体的距離の確保
- ☑ こまめに換気(エアコン併用で室温を28℃以下に)
- ☑ 三つの『密』(密集、密接、密閉)の回避
- ☑ 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行



- ☑ 毎朝体温測定、健康チェック  
発熱又は風邪の症状がある場合は  
ムリせず自宅で療養



「新しい生活様式」を身に付けて 感染症に強く持続可能な新しい三重県へ

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

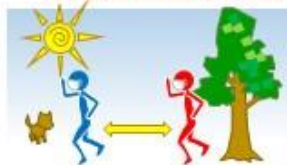
● 買い物

- ☑ 通販も利用
- ☑ 一人または少人数ですいた時間に
- ☑ 電子決済の利用
- ☑ 計画をたてて素早く済ませる
- ☑ サンプルなど展示品への接触はひかえめに
- ☑ レジに並ぶときは、前後にスペース



● 娯楽、スポーツ

- ☑ 公園は、すいた時間、場所を選ぶ
- ☑ 筋トレやヨガは十分に人との間隔をもしくは 自宅で動画を活用



- ☑ ジョギングは少人数で
- ☑ すれ違うときは距離をとるマナー

- ☑ 予約制を利用してゆったりと
- ☑ 狭い部屋での長居は無用
- ☑ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

● 公共交通機関の利用

- ☑ 会話はひかえめに
- ☑ 混んでいる時間は避けて
- ☑ 徒歩や自転車利用も併用



● 食事

- ☑ 持ち帰りや出前、デリバリーも



- ☑ 屋外空間で気持ちよく
- ☑ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☑ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☑ 料理に集中、おしゃべりはひかえめに
- ☑ お酌、グラスやおちょこの回し飲みは避けて

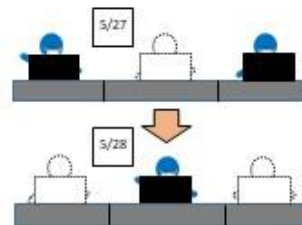
● イベント等への参加

- ☑ 接触確認アプリの活用を
- ☑ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

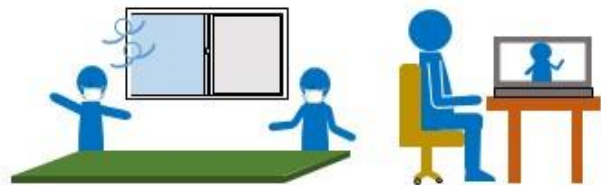


(4) 働き方の新しいスタイル

- ☑ テレワークやローテーション勤務



- ☑ 時差通勤でゆったりと
- ☑ オフィスはひろびろと
- ☑ 会議はオンライン
- ☑ 対面での打ち合わせは換気とマスク



# 感染リスクが高まる「5つの場面」

## 場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚し、**注意力が低下**。また、聴覚が鈍り**大声**になりやすい。
- **回し飲み**や**箸などの共用**が**感染リスク**を高める。



## 場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- **長時間におよぶ飲食**、**接待を伴う飲食**、**深夜のはしご酒**では、短時間の飲食と比較して、**感染リスク**が高まる。
- **大人数の飲食**では、**大声**になり飛沫が飛びやすくなるため**感染リスク**が高まる。



## 場面③ マスクなしでの会話

- 近距離での**マスクなしの会話**は、**飛沫感染のリスク**が高まる
- 昼カラオケなどで感染事例が報告。
- 車やバスで移動する際の**車中**でも**注意**が必要。



## 場面④ 狭い空間での共同生活

- **狭い空間での共同生活**は、**閉鎖空間が長時間共有**されるため、**感染リスク**が高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分で感染が疑われる事例が報告。



## 場面⑤ 居場所の切り替わり

- 休憩時間に入った時など、**居場所が切り替わり**と、**気の緩み**や**環境変化**で**感染リスク**が高まることも。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が報告。



### 参考資料3（事業所における感染防止対策）

#### 適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	従業員の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられる従業員の出勤を停止
	来訪者の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられる来訪者の入場を制限
「三つの『密』」 (密閉・密集・密接)の防止	換気を行うこと（可能であれば、2つの方向の窓を同時に開けること）
	人と人との距離を適切にとること（利用者や従業員同士の距離確保、テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等）
	密集する会議の中止（対面による会議を避け、オンライン会議を活用）
	店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保（約2m間隔の確保）
	長時間の密集を避けること（利用者の滞在時間の短縮・制限や会議時間の短縮等）
飛沫感染、接触感染の防止	従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの徹底
	来訪者の入店時における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの徹底
	店舗、事務所内の定期的な消毒（複数人が触る箇所の消毒）
移動時における感染の防止	ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進）
	従業員の出勤者数の制限(テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等)
	出張の中止（オンライン会議などを活用）、来訪者数の制限

上記の取組に加え、業種や施設の種別に応じた感染防止のためのガイドラインを作成し、感染防止対策を講じている旨をホームページ上に公開する、店舗内に掲示する、全従業員に周知徹底するなど、感染防止対策を自主的・積極的に進めていただくようお願いします。

なお、気温・湿度が高い中でのマスク着用については、熱中症のリスクを考慮し、こまめな水分補給、屋外で人との距離が十分確保できる場合には、マスクをはずすなどの対策も検討いただくようお願いします。

## 業種や施設の種別に応じた感染防止対策（ガイドライン）の一例

※これまでにクラスターが発生している施設等においては、格段の留意が必要。

### 1. 共通事項

---

- ・ 人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2 mを目安に）する。
- ・ 感染防止のための入場者の整理を行う。（密にならないように対応。発熱や咳・咽頭痛などの症状がある人の入場制限を含む。）
- ・ 入口及び施設内に手指の消毒設備を設置する。
- ・ マスクを着用する。ただし、気温・湿度が高い中では、熱中症に十分注意する。（従業員及び入場者に対し周知する。）
- ・ 施設の換気を行う。（2つ以上の窓を同時にあけるなどの対応も考えられる。）
- ・ 施設の消毒を行う。

#### （症状のある方の入場制限）

- ・ 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないよう呼び掛ける。（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し、入場を制限することも考えられる。）
- ・ 業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取り扱いには十分注意しながら、入場者等の名簿を適切に管理する。

#### （接触感染対策）

- ・ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・ 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- ・ 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど、特段の対応を図る。
- ・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどを設置する。
- ・ ユニフォームや衣類はこまめに洗濯する。
- ・ こまめな手洗いや手指消毒の徹底を図る。

#### （トイレ）

- ・ 便器内は通常の清掃が良いが、不特定多数が接触する場所は清拭消毒を行う。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ ペーパータオルを設置するか、個人用タオルを準備する。
- ・ ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

#### （休憩スペース）

- ・ 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・ 休憩スペースは常時換気することに努める。
- ・ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ・ 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

### (ごみの廃棄)

- ・鼻水、唾液等が付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

### (清掃・消毒)

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。
- ・不特定多数が触れる箇所（テーブル、いすの背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、つり革、エレベーターのボタンなど）は、始業前後等に清拭消毒する。

### (その他)

- ・高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討しておく。

## 2. 遊技施設等

---

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・入退出時（入退出時やレジ等の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・適切な換気を行うとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒を行う。
- ・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGM や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

## 3. 商業施設・対人サービス業等

---

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
- ・入退出時（入退出時やレジ等の行列含む）や 集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・適切な換気を行うとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒を行う。
- ・従業員と客との間や、客と客との間にパーティションを設けるなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・マスクを着用していない客と直接接する対人サービス業の従業員については、マスクと目の防護具（フェイスガード等）の装着や消毒を実施する。
- ・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGM や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

#### 4. 劇場、集会・展示施設等

---

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
- ・入退出時（入退出時の行列含む）や 集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

#### 5. 博物館等

---

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
- ・入退出時（入退出時の行列含む）や 集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

#### 6. 食事提供施設等

---

- ・個室など定員が決まっているスペースについて、定員人数の半分の利用とする。
- ・座席の間にパーティションを設け、又は座席の間隔を十分に空ける、真正面の席を避けるなど、「三つの『密』」の環境を排除する。
- ・接客時等におけるマスク着用（マスクを着用していない客と直接接する場合は、目の防護具（フェイスガード等）も装着）、客の入れ替え時の適切な消毒や清掃、大皿での取り分けによる食事提供を自粛する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など、衛生面や健康面の管理を徹底する。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。
- ・酒類の提供時間についても配慮する。

#### 7. 運動施設、公園等

---

- ・マスク着用の上、人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・ロッカー、シャワー等の屋内共用施設においては、必要に応じて利用人数を制限するなど、「三つの『密』」の環境を排除する。



●感染防止チェックシート  
(飲食店用)

## 感染防止対策実施中

新型コロナウイルス感染防止のため、  
私たちは以下の取組を実施しています

チェック☑

STOP !!  
コロナ

- 従業員の健康管理と適切な手洗いを徹底します
- 店内ではマスクを着用します
- 十分な換気を行います
- トイレは毎日、清掃・消毒します
- 客席や複数の人が触れる場所はこまめに消毒します
- 客席の配置を工夫し、対人距離を確保します
- 店内が混み合う場合は、入場制限を行います
- お客様用の手指消毒薬を設置します
- 料理は、大皿を避け、1人分ずつ提供します
- 会計時には、アクリル板の設置やコイントレイの使用等で、できるだけ接触を減らします
- 上記以外にも、業界団体ガイドラインに沿って対策を行います

私たちは、業界団体のガイドライン等に基づき、  
新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいます。

店舗名

三重県は、事業者の皆様が行う自主的な感染防止の取組を応援しています

三重県 Me Covid-19 Task Force  
新型コロナウイルス感染症対策本部

(カラオケ等の歌唱を伴う飲食店用)

## カラオケ等の歌唱を伴う飲食店での 感染症防止対策

新型コロナウイルス感染防止のため、  
私たちは以下の取組を実施しています

チェック☑

STOP !!  
コロナ

- 開店前の検温、手洗いとアルコールによる手指消毒を徹底します
- 歌唱や会話の際も含め、マスクを常時着用します
- 正面にたたず、1m以上の距離をとった接客を行います
- お客様同士とのソーシャルディスタンスを確保します ※2m (最低1m以上) を確保
- 店内が混み合う場合は、利用者数を制限 (通常の半数以下) します
- 飲食物は利用者の正面に置きません
- 店内・使用物 (機器・座席等) の消毒を徹底します
- 店内の定期的な換気を徹底します
- 清掃時には、ドアを解放します
- 利用者の皆さまの来店状況を記録します
- 感染の疑いがある場合には、速やかな連携が図れるよう、所管の保健所との連絡体制を整えます

私たちは、ガイドライン等に基づき、  
新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいます。

事業者名

三重県は、事業者の皆様が行う自主的な感染防止の取組を応援しています

三重県 Me Covid-19 Task Force  
新型コロナウイルス感染症対策本部

(一般事業者用)

## 感染防止対策実施中

新型コロナウイルス感染防止のため、  
私たちは以下の取組を実施しています

チェック☑

STOP !!  
コロナ

- 従業員の健康管理と適切な手洗いを徹底します
- 店内ではマスクを着用します
- 十分な換気を行います
- トイレは毎日、清掃・消毒します
- 客席や複数の人が触れる場所はこまめに消毒します
- 客席の配置を工夫し、対人距離を確保します
- 店内が混み合う場合は、入場制限を行います
- お客様用の手指消毒薬を設置します
- 
- 
- 上記以外にも、業界団体のガイドラインまたは独自のマニュアル等を遵守し、感染防止対策を徹底しています

私たちは、ガイドライン等に基づき、  
新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいます。

店舗名

三重県は、事業者の皆様が行う自主的な感染防止の取組を応援しています

三重県 Me Covid-19 Task Force  
新型コロナウイルス感染症対策本部

●安心みえる LINE 掲示例

感染拡大防止の取組を支援し、  
三重の安心を支えます

あんしん + + みえる

安心みえる

LINE

三重県LINE公式アカウント

「三重県-新型コロナ対策パーソナルサポート」  
が、皆様のもしものをサポートします。

コチラを読み取り

SAMPLE

施設利用者やイベント等参加者に新型コロナウイルスの感染が確認され、保健所が不特定の方への感染のおそれが高いと判断した場合、LINEメッセージでその情報をお知らせします。

登録手順

お知らせイメージ

① スマートフォンでQRコード<sup>※2</sup>を読み込む

② 三重県のLINE公式アカウントを未登録であれば友だちに追加

※1 三重県が提供している施設名、住所、電話番号等を登録することはありません。  
※2 QRコードは株式会社アンソニーウェアの登録商標です。  
※3 登録済みの施設名は事業者の届出に基づきドメインが「三重県」で、(三重県発行)等にまつ自由に変更可能な施設名のため「三重県」等の(登録済ドメイン)等に存在しない(登録済)を扱います。  
※4 「あんしん」のロゴは「あんしん」は三重県観光情報センターが所有している登録商標です。

施設、イベント名 等

私たちは、業界団体のガイドライン等<sup>※</sup>に基づき、  
新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいます。

(ご登録いただくと個別の施設名、QRコードを記載した上記のチラシをプリントいただけます)

21